



044744-000-9

特15-782


帳合之法 (商法活用)

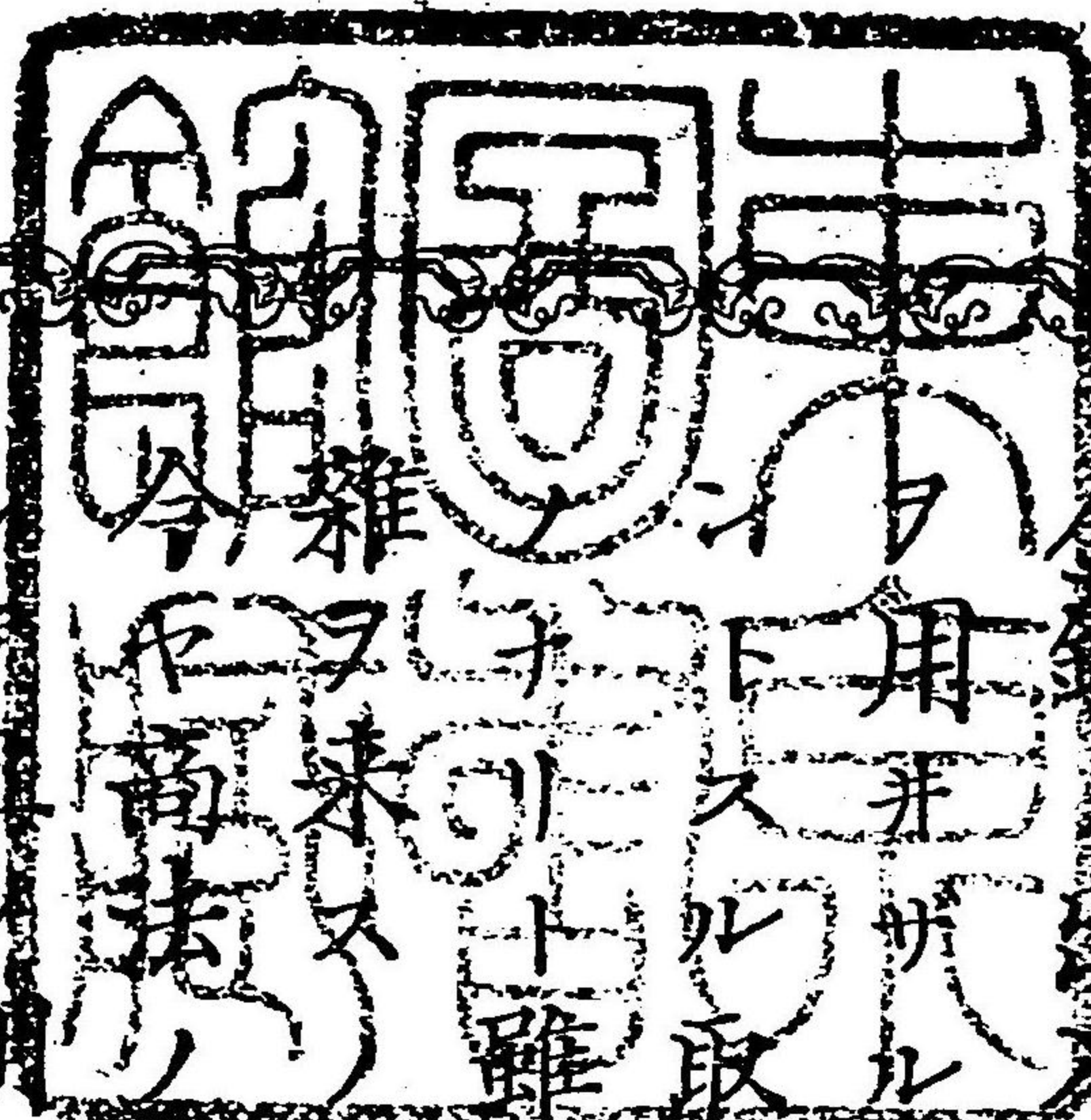
磯村 音介  
齋藤 軍八郎 / 著

M23

BDO-0396







商法 活用 帳合之法序

金銭ノ出入貸借ノ關係ヲ明ラカニスルハ帳合ノ法

ヲ用テ其取引ヲ齊整シ能ク一目瞭然ナラシムルモ

トスル取引ヲ齊整シ能ク一目瞭然ナラシムルモ

モ亦其方法ノ良否ニヨリテハ益紛亂錯

雜ヲ来ス 憂ナキニシモアラズ

今ノ商法ノ實施旦夕ニ逼レリ此時ニ當リ速ニ簡ニ

シテ且ツ明ラカナル法式ヲ撰ゼ之カ用意ヲナスベ

キノ必要ハ言フ待タズシテ明ラカナリ

著者此道ニ従事スル一年久シ故ヲ以テ商法發布以



未各地商賈諸子ヨリ帳合ノ法ニ付キ質問ヲ受ケ又  
 ハ帳簿ノ編成ヲ托セラル、一續々絶ヘズシテ實ニ  
 一々之レカ答辯ニ違アラズ依テ餘暇ヲ偷ミ此書ヲ  
 草シ一括シテ此等ノ質問者ニ答ヘリ然ルニ書肆未  
 リテ其稿ヲ求ムル切ナリ仍テ茲ニ梓ニ付ス  
 尚ホ讀者ニシテ質問等アラバ其旨ヲ速ニ著者ニ問  
 フベシ著者ハ義務トシテ此等ノ問ニ答ヘ又ハ帳簿  
 編成ノ勞ヲ執ルベシ

明治二十三年十一月

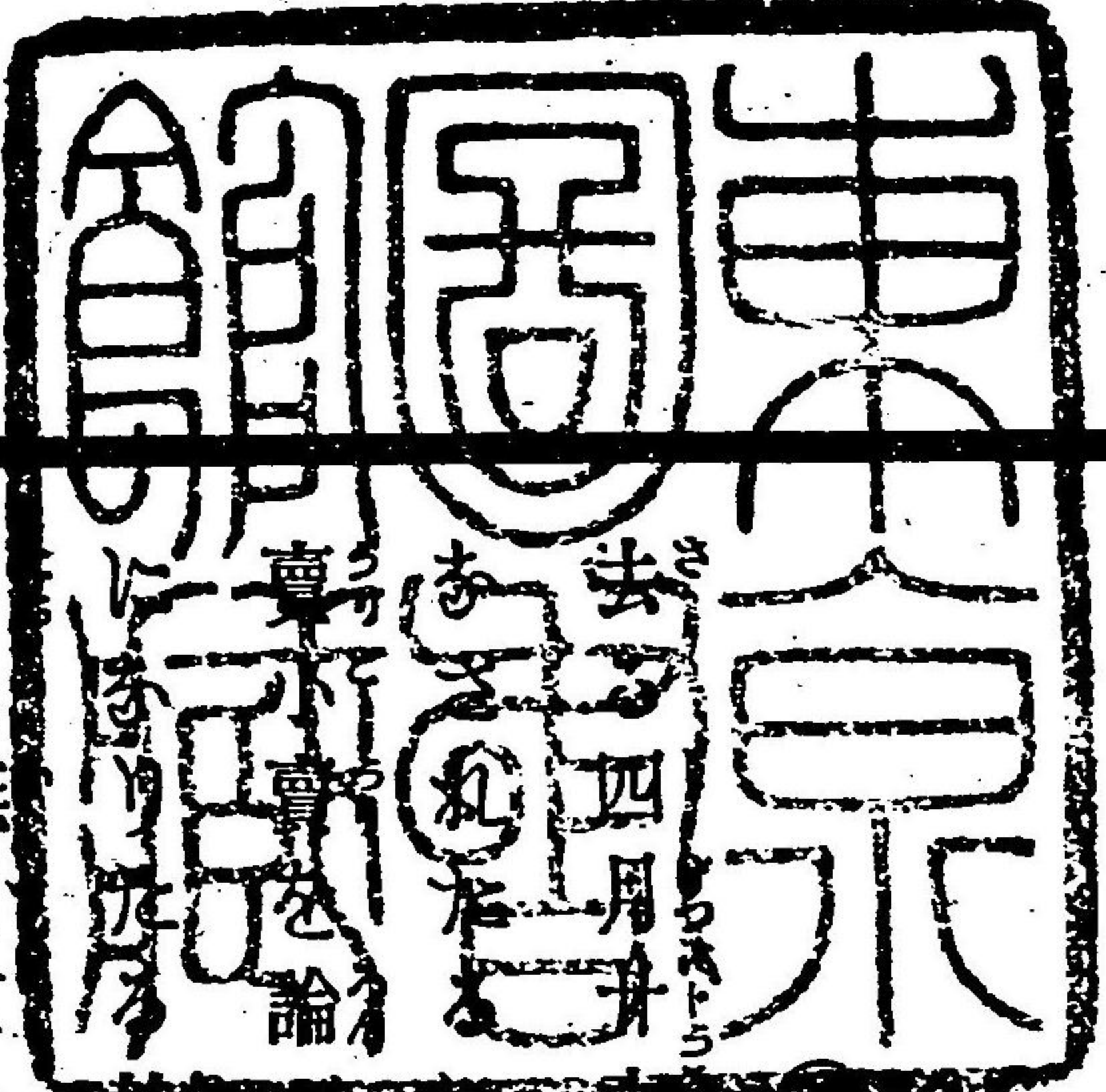
著者識

活商用法

帳合之法目錄

◎ 第一章	本書の理由	一
◎ 第二章	帳面を備へ置く可き理由	三
◎ 第三章	開店の時に帳面記入方法	四
○ 第一節	資本の高を定むる方法	全
○ 第二節	帳面の種類	七
◎ 第四章	記入すべき事柄	二十九
◎ 第五章	諸帳面の効能及其記入方法	三十
◎ 第六章	小賣商に要する帳面及其記入方法	五十九
◎ 第七章	卸賣商に要する帳面及其記入方法	八十六
◎ 第八章	大福帳ベ切手續	百十一
◎ 第九章	總勘定表調製手續	百二十九

特15  
782



商法  
活用法  
帳  
合  
之  
法

第一章 本書の理由

四月廿六日政府にて商法を發布され來年一月より實施する事と  
就ての店を開きて渡世を爲す人々の誰彼の區別なく卸  
賣小賣を論ぜず現金賣掛賣を問はず皆此商法に依らずばからぬ様  
にあり故に何處の商人も此研究に忙がしき中にも商人が一  
日も無くてかちぬ商業帳簿の一段に至りての如何なる帳面を備へ  
置きどの様に記入せば宜敷やら商法を開き見るも別段説明なく夫れ  
とて近頃世間に許多ある商法の講釋師の皆々法律の能く御存知なる

磯村音介  
齋藤軍八郎 合著

目錄終

◎ 第十章	既に開店し居る商人の帳面整理手續……………	百五十六丁
◎ 第十一章	記入に付き帳面方の心得……………	百五十八丁
◎ 第十二章	帳面を保存すへき事……………	百五十九丁
◎ 第十三章	帳面を取上らるる事……………	百六十丁
◎ 第十四章	帳面を裁判所に出すへき事……………	百六十一丁
◎ 第十五章	他人に帳面を見する事……………	百六十二丁
◎ 第十六章	帳面を證據とす事……………	百六十四丁
○ 第一節	證據に出たさぬ時……………	全 丁
○ 第二節	證據に出たす時……………	百六十五丁
◎ 第十七章	罰則……………	百六十九丁
○ 第一節	詐欺破産……………	全 丁
○ 第二節	過怠破産……………	百七十丁

も帳面の處に至りての只々ごく明白にして漏のなき様に書けと言ふのみにて其帳面の數や記入の方法を教ふる人の殆んど一人もなき處より商人の各人皆勝手の考を出す仕未とあり途方に迷ひ居るに付き此度筆を執り該商法中商業帳簿に關する事を悉皆集めて解義を爲し斯る入々の案内とあすあり

本書にて述ぶる記入方法の日本風を基としたれ彼の西洋風に摸したる如き六か敷事のなく女房や丁使まで旦那の忙しき時又の留主をに代りて記入する事の出来る様に成丈やさしくして從て帳面記入の爲め別に人を雇ふに及ばず且つ記入方法も在來の物を改良したれ日本風を使い居る人への極めて悟り易くして其上此度の商法の主意に寸分違ひぬ様ある重寶の記入方法なる故に讀者能く注意せば會得するに左程難儀のあかるべし

勿論資本を數萬圓以上も持ちて商業を爲す者の如き(會社も此内あり)夫れが爲め帳面方をも雇入るゝことを得ば無論西洋方式に従ひ記入すべし故に本書にて其記入方法を示す必要なしとす

◎第二章 帳面を備へ置く可き理由

帳面の元と商人が自分の取引の覺の爲め記入するなれば記入するやせざるや其人の勝手にして記入せざるとて罰あるに非ず然れども實際商人にして帳面記入せぬ者いなき故帳面を持たざる商人ある時の其人の何か不正の事を隠す爲め帳面を持たぬ者と見做し裁判所に於て其人の不利益の様に申渡しを爲すことあるのみならず帳面なきより自分の借や他人へ貸の高が幾許あるを知らず無暗の事を爲して遂に身代限となるに至ることあり此時の帳面を持たぬ故如斯不仕末の來り之者とし過怠破産の罰にあてらる(悉敷事の第十七章を見よ)

右の次第なれば平日の帳面おきて何事もあらざるも一旦訴訟起るか身代限りを爲す節に至り帳面おき爲め損失を來すのみならず罰を受くることある故に商人の帳面を必ず持つべきものとす

右の理由の外商人が政府より税を取らるゝ時に當り帳面の其税高を定むるに付き非常に必要あり上り高に應じて取られ營業税の如し又の製造高に應じて取らる菓子屋の如しる如き帳面なきとき税高の計算を爲すこと出來ず又所得税を出すに商人に於て總体の費用を除き何程の利益ありしを知ることを肝要にして之れも帳面なき時知ること出來ぬなり

◎第三章 開店の時に帳面記入方法

○第一節 資本の高を定むる方法

商賣を始むるに資本の入り用あること無論にして此資本に自分の

身代もあるべく他人より借りたる身代もあるべし何れにしても資本の高と定むる事の極めて肝要あり自分の資本を使ふに當り身代の大からぬ人の身分の持つ身代全部を以て商業を爲すなれば總勘定を爲し損益を見るにも亦身代残らずを調ふべきなり然れども身代の大きな人の身分の身代全部を資本とせず其内の何れかを資本とし残る身代の全く商業に關係せしめず斯る時の商業の資本とせし物と資本とせぬ物との區別を能く爲し資本にあらぬ物の商業上の帳面に一切記入せぬべし左かくて此商業より益ありしや損ありしやを後に至り知る事出來ざる様になるなり又如斯人の例令商業にて資本を皆失ふも身代盡きたるに非ず只商業上の身代を失ふたるのみなり

借又其資本の内種々の物ありて現金の勿論土地家屋或の公債又の株券類貸金證書或の商品諸道具等あるべし現金の有高を計算せば

直ちに知りられども品物土地家屋公債株券等に至りての絶へず相場に昇降ありて代價定まらざるも之れ又開店の節の必ず之れを其時の相場に依りて代價を積り現金と合して資本金高總計何圓なるかを定むべし他人に貸したるものにて到底取れる見込なき物の資本に入らず又取れる見込あるも全額取れる見込にあらざれば幾許にても取れる見込のある丈を資本に入るべし

開店の節公債及び株券を資本となす時の夫より只利子又の利益配當を受くる目的に非ずして夫れを抵當にし借金するなり(銀行へ根抵當に差出す如し尤も商業上公債又の株券を買ふの資本に餘りありて使ふ道なきか又の商業に使ふより利益多き故にして此時の商業上の資本と云ふべし

商人の何時にても(開店の時も勿論あり)現金を多く持つ時の確實なる

銀行に當座預けを爲し銀行より小切手の帳面を申受け支拂を爲す度毎に其小切手に金高を書きて受取人に渡すべし左すれば其小切手受取人の銀行に行き小切手を渡して現金を請取り銀行の拂ひし金と預りたる金と差引するなり當座預にも銀行より利子を附する事あるも利子を取らんとせば定期預とあすべし此預け方の二ヶ月とか三ヶ月とかの期限内を銀行に預け置き引出さぬ時即ち當分現金の入用なき時預くる物にして商人に利益あり何れにしても現金を手許に置くの極めて愚かる商人の爲す所あり

○第二節 帳面の種類

右の如く種々の物を資本と爲すかれども開店の時に其資本を悉皆帳面に記入すべし其帳面に二通ありて

第一 動産不動産の總目録



此帳面の自分の持つ資本を種類に依り一々書立るにして自分の身代にして商業の資本とあるべきもの漏らすべからず

明治二十四年二月十一日以降

(雜形)

# 動産不動産總目錄

大阪市西區薩摩堀二丁目二番地

## 小川屋商店

摘要

摘要

千  
百  
十  
圓  
十  
錢  
厘

一家屋敷	疊建具共	一三五〇〇〇
右大阪市西區藤摩堀二丁目二番地所在建坪二十一坪		
一土藏	壹棟地所共	五〇〇〇〇
右番地同斷建坪六坪		
一現金		八〇〇〇〇
一貸金證書	壹通	五〇〇〇〇
右大津町字京町下村仙藏へ明治廿三年六月貸渡 明治廿四年六月末返濟期限		
一爲替手形	壹通	四五〇〇〇
右大津町字今成町雨宮林藏振出同町加藤吉藏宛 明治廿四年三月限		
一商用道具	五十一個	八五〇〇
一家事用道具	二百六十個	一八〇〇〇

一衣類

百五十三点

一夜具其他附屬物

三十五点

合計

明治廿四年二月十一日調製 小川屋加藏善助印

		四		二
		一	八	三
		九	六	八
		〇	五	〇
		〇	〇	〇
		〇	〇	〇

(此帳面このちやうめんに、自分の身代しんだいを成丈なるだけ悉敷しつしゆ記入ききこみするをよしとすれ共とも道具等どうぐらうに至りて、一々いさく名を書き立てる事こと面倒めんどうにして、別段べつだん益えきなき故ゆへ只ただ數かずを計算けいさんして、其直段そのちかだんを見積りみけり記入ききこみせよしとす、尙目なほめばしき物ものかれ、其品そのしやの名なを記入ききこみすべし、依よて別に道具帳どうぐちやうを作りて、前記まへの物品しやものを一々いさく名を擧あげ、且かつ代價かひだんをも付け、以後いご買かひし道具どうぐの漸次だんじ其後そのあとに記入ききこみし、尙消失なほなしたる物ものあり、其旨そのむねを記入ききこみすべし、斯かくて、此後このちのち身代調しんだいぢゆうを爲なす、節せう現在げんざいの道具どうぐの幾許いくつあるや、を此帳面このちやうめんより知り得える其例そのれいは

明治二十四年二月十一日以降

(雜形)

# 什器目錄

大阪市西區薩摩堀二丁目二番地

## 小川屋商店

買入月日

摘

要

十四

千百十圓十錢厘

二十四年  
二月  
十一

錢箱

壹個

三二五〇

火鉢

三個

一五〇〇

硯及同箱

壹式

一三四〇

(以下略す)

第二に 貸方借方の對照表

此帳面の他人に貸し掛幾許あるか借り掛幾許あるかを示すものあり

明治二十四年二月十一日以降

(雛形)

貸借對照表

大阪市西區薩摩堀二丁目二番地

小川屋商店

年 月 日	借 返 期	貸 借 限	貸 借 之 部				合 計	借 之 部	大和屋三平より	伊賀屋八藏より	合 計	差引貸付高	明治廿四年二月十一日調製 小川屋加藏善助印
			二十三年 六月十日 六月末	二十四年 三月十日 三月末	二十四年 一月十一日	二十四年 二月十一日							
			五〇〇〇	五〇〇〇	四五〇〇	九五〇〇							

十六

(此帳面の他人との間に在る貸借のみを記入する故に實際商人の身代が幾許あるやを知らんとせば更に動産不動産總目錄と併せて見ざる可らず且此記入の帳面法の理屈に適せぬ故に右二帳面を併せたるもの即ち資産負債對照表と名づくものあり元來前に示せし二帳面にて法律上の義務を免ぬかれ共一層明瞭ならしむる爲め前の貸借對照表を作ることとを止めて此資産負債對照表を作るを可とす此帳面にては何にても總て自分の身代とあるものを貸の部に記入し又他人に拂渡す可きものを借の部に記入す依て以て商人の實際正味の身代幾許あるやを容易に知り得(又此後も貸借對照表を示さずして直ちに資産負債對照表を示すべし)

其例の

十七

資産負債對照表

年借 月日 期返 限済	資産之部	負債之部
	家屋敷	一三五〇〇〇
	土藏	五〇〇〇
	現金	八〇〇〇
	商用道具	八五五〇
	家事用道具	一八〇〇
	衣類	二三八〇
	夜具	八六五〇
	下村仙藏へ	五〇〇〇
	雨宮林藏へ	四九〇〇
	合計	四一九〇〇〇

千百十圓十錢厘

二十四年 三月十一日	二十四年 三月十一日	二十四年 六月十一日	二十四年 六月十一日
三五〇〇〇	三五〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
伊賀屋八藏より	伊賀屋八藏より	伊賀屋八藏より	伊賀屋八藏より
合計	合計	合計	合計
五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇	五五〇〇
差引資算	差引資算	差引資算	差引資算
三六四〇〇	三六四〇〇	三六四〇〇	三六四〇〇

明治廿四年二月十一日調製

小川屋加藤善助

右二通の帳面の開店の時即ち取引を始めんとする前に作るべきにして後日に至り資本の増減を見て幾何の益ありしか又の幾許の損ありしかを知る時の用に立つものあり

此二通の帳面の他の帳面と混ぜず別々に作り記入したる時の月日を書き商人の名を記し印をも押し置くべし但し株式会社にては社長又の頭取或は取締役の記名調印にて宜しく合名會社及合資會社にては

無限責任の社員皆を連名連印すべし  
 後日に至り損益を見る爲め總勘定を爲す時の此時と同様に動産不動  
 産總目録及び貸借対照表を作るべき故に開店の節に作る此二通の帳  
 面を後に幾度も記入の出来る様紙數を多く綴り置くべし(悉敷事ハ第  
 九章を見よ)  
 前に示せる動産不動産總目録及び資産負債對照表を調製したる後更  
 に此後使用すべき帳面へ夫々記入し置くべし依て左に元入の方法及  
 び記入の手續を示すべし

元入の方法

- 一 自分の身代の全部を資本とあすこと
- 二 自分の身代の一部を資本とあすこと
- 三 他人より借入たるものゝみを資本とあすこと

四 自分の身代及び他人より借入たる資本とを合せて資本とあす事  
 第一 自分の身代全部を元入するときは  
 大福帳へ

月	日	主人山田福藏様	出		入	
明治廿三年	六	月	千	百	千	百
	一	正金			二	三
	〃	家屋敷附疊建具一式			三	四
	〃	道具			九	四
	〃	第六十四國立銀行預金			一	二
	〃	奈良屋彦三郎へ貸金			八	六
					五	〇
					〇	〇
					〇	〇

年月日	内容	出	入
明治廿三年 六月 一	奈良屋彦三郎様	八六五〇〇	
年月日	第六十四国立銀行御中	一三三四〇〇	
明治廿三年 六月 一	六月一日の残高		
年月日	家屋敷		三四一五〇〇
明治廿三年 六月 一	六月一日現價		
年月日	道具		九四八〇〇
明治廿三年 六月 一	六月一日現價		

年月日	内容	出	入
明治廿三年 六月 一	主人元入高		二三〇〇〇

金銀出入帳へ

第二に 自分の身代の一部を元入するときの  
大福帳へ

年月日	内容	出	入
明治廿三年 六月 一	主人山田福藏様		二三〇〇〇
	正金		八六五〇〇
	道具		九四八〇〇
	奈良屋彦三郎へ貸金		八六五〇〇
年月日	奈良屋彦三郎様		



明治廿三年 六月	一	五月十八日貸金	八六五〇〇
明治廿三年 六月	一	道具	買入 九四八〇〇
明治廿三年 六月	一	六月一日現價	賣拂
金銀出入帳へ			
金銀出入帳			
明治廿三年 六月	一	主人元入高	二三〇〇〇
第三 他人より借入たるもの、みを資本となすときハ 大福帳へ			
明治廿三年 六月	一	安達半助様	出 千百十円十銭厘
明治廿三年 六月	一	正金	入 千百十円十銭厘
明治廿三年 六月	一	請取手形大森々三郎宛	一〇〇〇〇

縮緬五十反			
金銀出入帳へ			
明治廿三年 六月	一	安達半助より借入元入高	出 千百十円十銭厘
金銀出入帳			
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	入 千百十円十銭厘
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	五〇〇〇〇
請取手形帳へ			
請取手形帳			
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	代金請取 月日及記事
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	金高 千百十円十銭厘
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	記事 十四元入
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	期限日 十四元入
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	期限 三十十五日
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	手形日附 三十十五日
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	代金仕拂人 大森々三郎
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	手形認人 大森々三郎
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	受取日附 三十十五日
明治廿三年 六月	一	安達半助大森々三郎	番號 五
仕入帳へ			



仕入帳

年月日	仕入先	記事	品名	数量	割合			仕入金	仕入代	手形
					百	十	圓			
明治廿三年六月	一	安達半助元	入縮	緬五十反	五〇〇〇			二五〇〇〇		
	〃	右同人	〃	上田縞三十反	二五〇〇			七五〇〇〇		
	〃	右同人	〃	結城紬三十反	四三〇〇			一三三〇〇〇		
金銀出入帳										
年月日	金銀出入帳									
明治廿三年六月	一	主人元入高						二三〇〇〇		
	〃	安達半助より借用元入高						五〇〇〇〇		

◎第四章 記入すべき事柄

開店の手續をも爲したる後、帳面に就き商人の考ふるは帳面の數の幾許にして何れ何れ帳あるやなるべし、此事の勿論資本の多少商業の品柄に依り取引の摸様の異なるに付き商業々々に異なるべき者にて、卸賣小賣との相違すべく同し卸賣や小賣にても呉服屋と米屋と下駄屋の一々異なるべく又現金賣あると掛賣あるとの異なるべけれど、此事に就き一々説明を爲す前に記入すべき事柄帳面の種類其効能及び帳面方の心得を説明すべし。

商業上他人との間に權利義務を生ずる事の何事にても帳面に記入すべき者にて、商業に縁のなき事にてても商業上の資本に影響を來すもの萬事記入せざる可らず、故に仕入賣上金錢の出入他人との貸借の勿論株券賣買等の相場仕事にして商業に關係なき事及び諸條約書に至

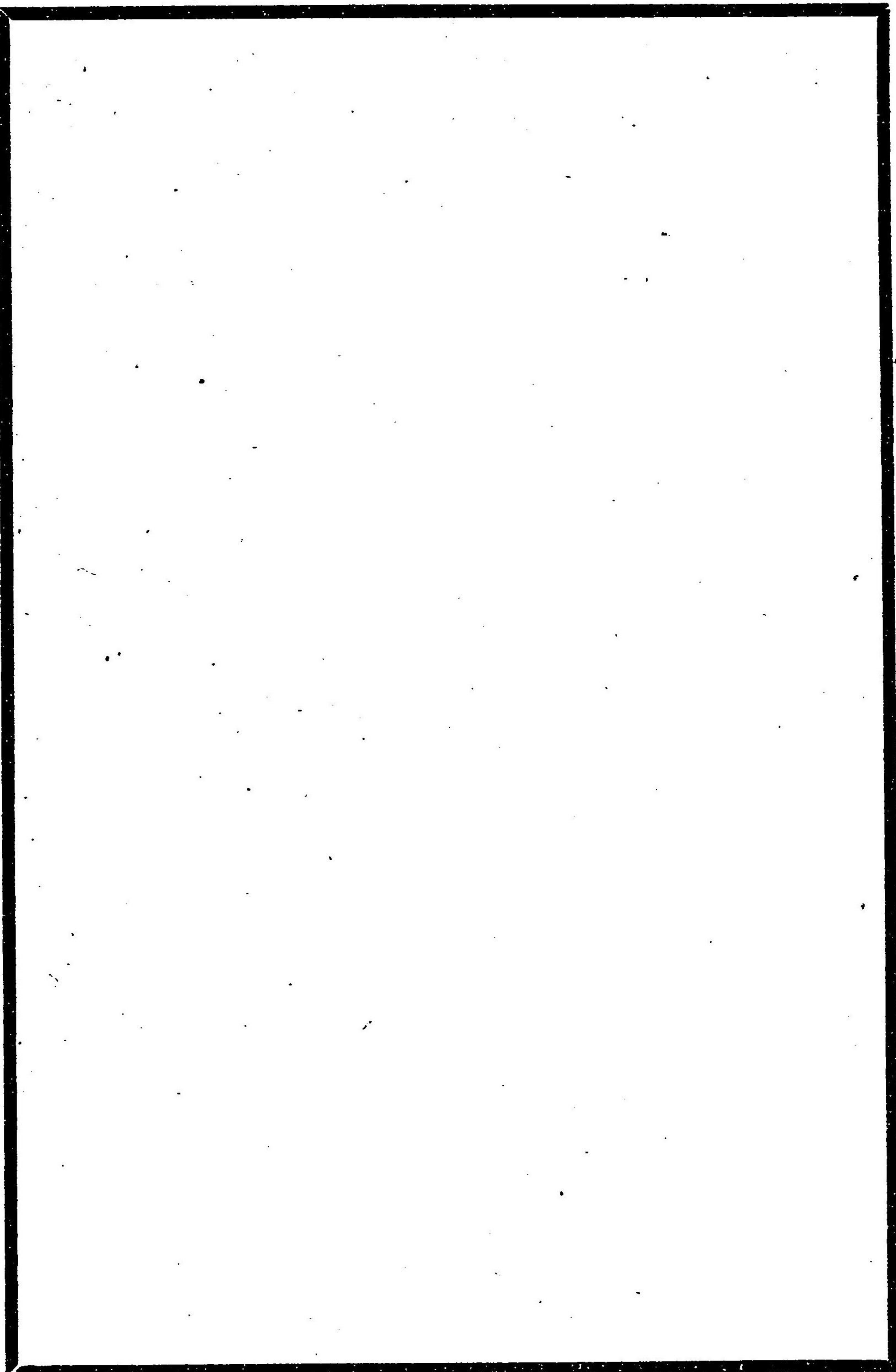
る迄記入すべし  
 帳面記入の事柄の内小賣の一日分宛現金賣掛賣を合せてよしを毎日  
 記入してよし又家事費用及び商業上の諸雑費の各一ヶ月分宛を合  
 て毎月一度記入してよし然し其他の毎日其都度記入すべし

◎第五章 諸帳面の效能及び其記入方法

日記帳

日記帳の日々商業上に起る事柄其他何事にても商業資本に影響を生  
 ずることにして前章に述べたる記入すべき事柄を總て記入し後日の  
 證據に備ふる帳面おれの商家一日も欠く可らざるものあり然れ共小  
 賣商にての一々其取引を記入するは容易にあらずして度々書落又の  
 記入に前後を違へる時の折角記入するも左程の利益あき故に此帳面  
 を記入せざるも可なれ共卸賣商の如く一時に多額の金品を受渡する

商人の是非とも取引のありたる順序に依り悉く事柄を叮嚀に記入し  
 更に此日記帳より他帳面に寫取る様にあすべし



明治二十三年六月一日

(雛形)

日記帳

大阪市東區本町三丁目八十二番屋敷

北井和吉



- 第二 取引先勘定
  - 第三 正金勘定
  - 第四 請取手形勘定
  - 第五 仕拂手形勘定
  - 第六 動産不動産勘定(家屋敷道具品物公債株券の類)
  - 第七 雑費及び損益勘定(營業入費手数料利息税金の類)
- 今右を順序を追ふて説明せんに
- 第一 金主商業の元金を出す人にして自分又他人を云ふの勘定に  
 同人の元入高を入に記入し店より取出せし時出に其金高を記入  
 すべし又利益を生ずる時其利金の即ち金主の元入高を増すな  
 れの入に記入せざる可らず若し之れに異ありて損失ある時元入  
 高減少する故に出に記入すべし

年 號 月 日

(雛形)

# 大 福 帳

大阪市西區長堀橋通三丁目六十番地

## 鍵 屋 富 太 郎





やを示すものにして正金勘定と同様總勘定を爲す時に手形帳をも  
合計すへき故其節請取手形帳をも合計すへく其高を茲に寫取る  
べきものとす

年月日	請取手形	受	渡
	(受方に請取手形帳のメ高を記入す)	千百十円十銭厘	千百十円十銭厘
	(渡方に請取手形帳の代金引替のメ高を記入す)		
	す)		

第五 仕拂手形勘定の當店より仕拂かへき筈にて未だ仕拂のさる金  
高幾許あるやを示すものにして請取手形勘定と同様に仕拂手形帳  
よりも騰寫を總勘定の時ふ合計して爲すへし

年月日	仕拂手形	受	渡
	(受方に仕拂手形帳の代金引替高を記入す)	千百十円十銭厘	千百十円十銭厘

(渡方に仕拂手形帳のメ高を記入す)

第六 家屋敷公債株券品物道具等を買入れて之れが勘定を一々設く  
るの其相場の昇降より生ずる損得を明らかにせん爲にえて買入代  
の各勘定の買入に記入し賣拂たる時の之を賣拂に記入すべし買入  
賣拂共に眞の眞段のみを記入し買入又の賣拂に要したる運賃手數  
料保険料を別に記入するの只手數の掛るのみにして少しも便利あ  
らぬ故買入及賣拂直段に要せし費用をも一緒にし買入の時の加へ  
賣拂の時の賣價を記入するを可とす  
家屋敷勘定の買入の時に買入に記入し賣拂たる時又の賣拂されば  
總勘定の時の相場直段を賣拂に記入すべし公債株券道具同様あり  
品物勘定の仕入れたる高を記入し賣上たる高及賣殘あらば棚卸表

を作りて賣殘品物の相場をきし其直段とを合せて賣上に記入すべし  
賣上高を見るに若し賣上帳を用るざれば金銀出入帳及大福帳  
の掛賣先勘定の殘高を合せて賣上高とし茲に記入す

年月日	品物	買		賣	
		千	百	十	圓
	(買方への仕入高を記入す)				
	(賣方への賣高及び賣残り高を記入す)				

(若し品物に付き口別を爲して何品に付き何程の損得あるやを  
知らんとせば右の通りに品物に付き一々口取を爲すべし)  
第七 營業費利息税金手数料店賃旅費給料の如き勘定は直接に當店  
の損得を示すものにして是等の勘定にて拂ひたる時の出に記入し  
拂過等ありて戻りし時に入へ記入すべし

年月日

税金

出

入

年月日	税金	出		入	
		千	百	十	圓
	(出方への上納せし時に記入す)				
	(入方への過納にて下渡しある時記入す)				

(營業費利息旅費店賃等皆な前同様あり)

右の如く勘定を區別するに明らかあると雖も手数を要する故別  
々に設くる程にあらざれば單に損益勘定を置きて其所一緒に記入  
して可とす

金銀出入帳

金銀出入帳の金錢の受拂を明らかにすものなれば何商業にても大  
切なること勿論にして各商人の必ず此帳面を用ゐて細かに其出入を  
記入し毎日或の隔日に一度其商業の繁閑に應し適宜に間違の無き様  
差引勘定して帳面上の殘金と錢箱中の有高と相違なきや否やを調ぶ

べし尤も手許有金の何時にても錢箱中の有金を計算して知ること出  
 来るものかれども其計算を等閑にちし萬一紛失書落等の間違あると  
 きい出入帳の殘金と金箱中の有金と相違して遂に取糺すべき証據を  
 失ふ故に成可く詳細に記入して後の爲め証據を備へ且つ毎夜勘定し  
 て誤りあるとき直ちに之を正すこと安心なりされば小賣店にてい  
 一々小賣高を記入すること到底出來得ざるものなれば如斯店にてい  
 毎夜錢箱を計算し其べ高を本日現金小賣高として此帳面に記入する  
 方便利かり又此帳面を合計して差引するとき必ず入に殘高あるか  
 殘高なくて出入共同様あるべきなるか殘高あるとき大福帳の正金  
 勘定の入に記すべし此帳面に出と入と二部に別れてい足れる如き  
 かれ共出の部を營業費及雜勘定に分くるをよしとす左すれば營業費  
 が幾許ありしやを容易に見得るなり家事費を分ざる理由の家事費の  
 大福帳にて主人勘定の所に記入する故其所にて容易に見得れりあり

年號 月 日

(雛形)

# 金銀出入帳

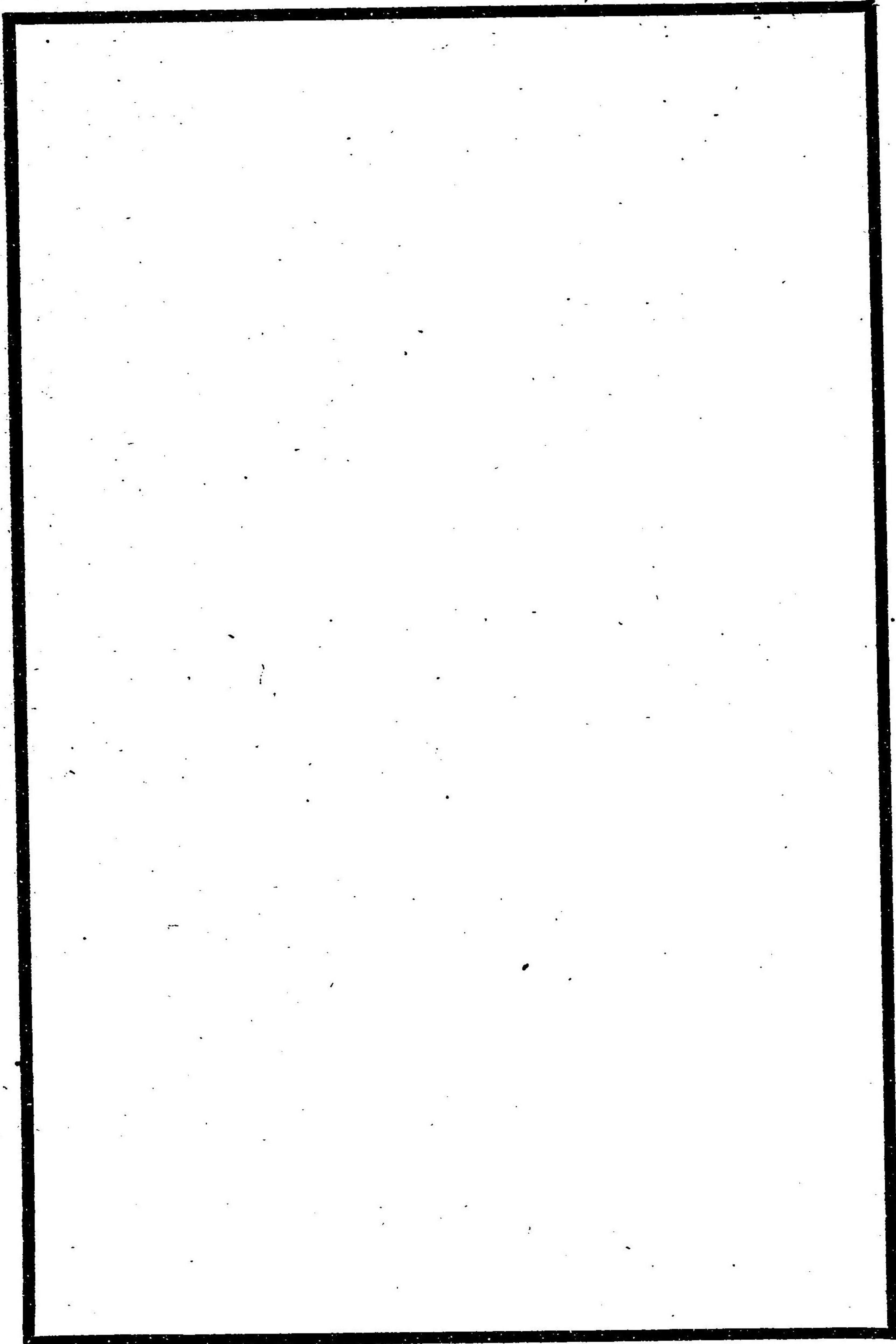
何町何丁目何番地

## 何屋某

年月日	摘要	雑勘定	出	入
明治廿三年六月	主人元入金	千五百十元十錢厘		五百十元十錢厘
	加賀屋忠藏へ砂糖代仕拂	四百元	四百元	
	佐久間孝太郎より手形代及利足受取			二百元
	車力賃ト一舎へ仕拂本日迄の分濟		六十元	
	士佐屋へ經節代仕拂	五百元	五百元	
	伊豫屋三藏より經節到着に付き運賃厚徳丸へ仕拂		一元六角	
	郵便切手代		二元	
	大坂行旅費主人に渡		一元五角	
	本日小賣現金高			四百元
	本日手許殘金			一千三百七十八元五角

仕入帳

仕入帳にて品物を仕入たるとき其數量及び代金を記入して何月何日何品の仕入の現金又の掛又の手形にて仕拂ひ何日間の仕入高の何品何貫目又の何反にして此代金何圓何十錢あるやを明かにあす故に品物を資本として受取たる時及び仕入たる時直ちに本帳に記入し尙掛買かれハ大福帳に設けある仕入先の名前の勘定の入に記入し現金買かれハ金銀出入帳の出に記入し若又手形なるときハ手形帳に記入す若し此時代金の代り他商店より當店が取立つべき手形を渡せし時ハ請取手形の代金請取月日の桁内に月日及び何代金として渡すと記入すべく當店仕拂の手形ある時ハ仕拂手形帳に記入す而して總計をかす時ハ大福帳中品物勘定の入へ其合計を記入すへし



年號月日

(雜形)

仕入帳

何町何丁目何番地

何屋某

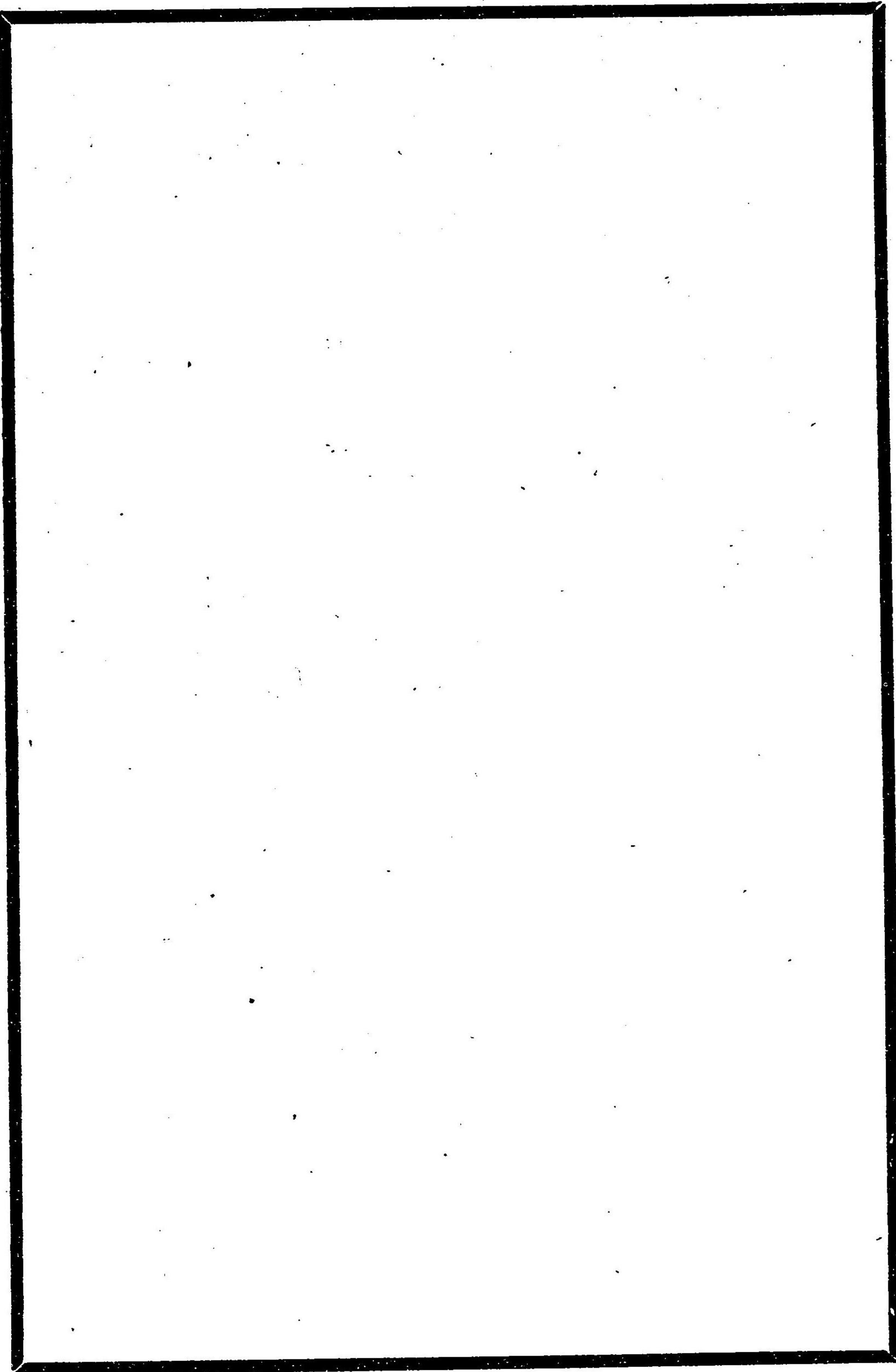
年月日	仕入先	記事	品名	数量	割合	現金	掛代	手形
明治廿三年六月	大島屋	十日限仕拂	黒砂糖	二十挺	七五〇〇			
	十讚岐屋	三十日限	三益白十樽		六二〇〇			
	十五米國屋	現	金四温B	二十俵	七二〇〇	一四四〇〇	一五〇〇〇	六二〇〇〇
	合計					一四四〇〇	一五〇〇〇	六二〇〇〇

五十

賣上帳

賣上帳の仕入品を賣捌たる時其數量及び代金を記入して何月何日何品の賣上の現金又の手形又の掛にして何日間の賣上高の何品何貫目又の何反にして此代金何圓此請取代金の手形又の現金又の掛にて何圓あるやを明かにあすものにして品物の内家専用として倉出するか又の品物を賣渡す時の直ちに本帳に記入し此時掛かれの大福帳の其人の勘定にて出に賣代金を記入し若又現金賣なれば受代金を金銀出入帳の入に記入し又手形ある時の手形帳に記入す金高を他人より取立つへき手形なれば請取手形に若又當店仕拂の手形を代金として受取れ仕拂手形の代金仕拂月の桁内に其旨を記入すへし本帳の合計をあすときの大福帳中品物勘定の賣にメ高を記入すへし

五十一



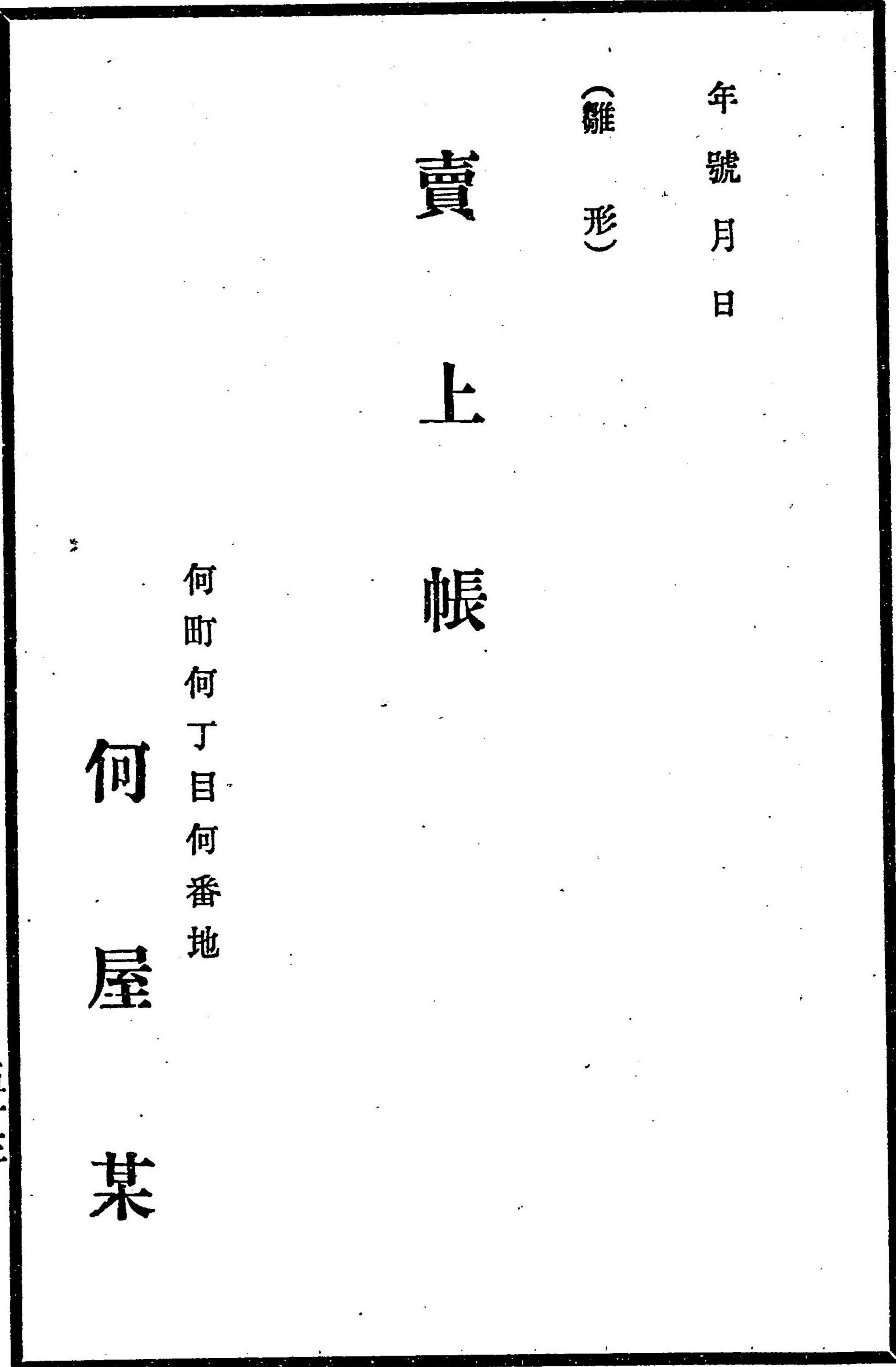
年號月日

(雛形)

賣上帳

何町何丁目何番地

何屋某

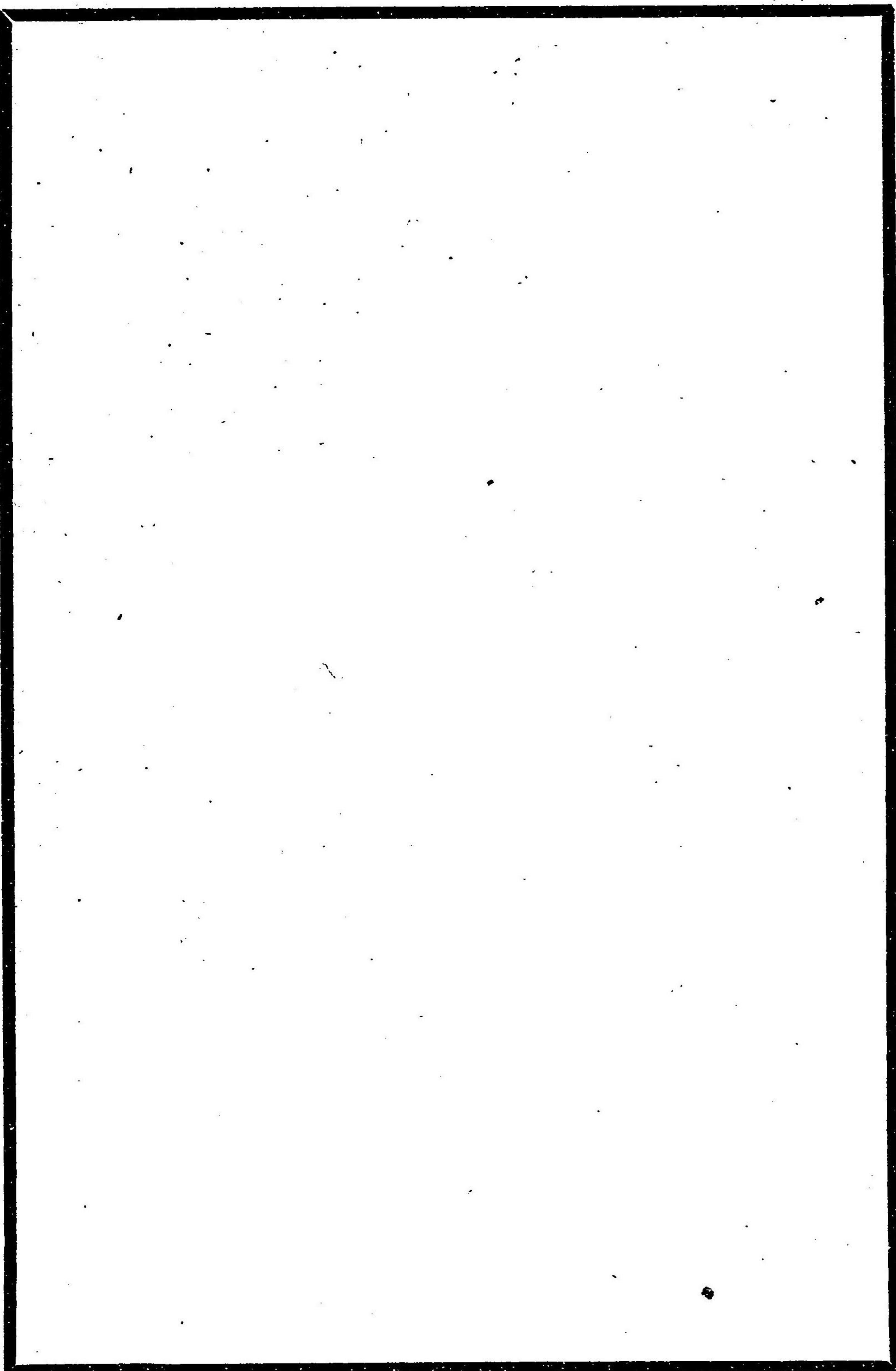


年月日	賣渡先	記事	品名	數量	割合	現金	掛代	手形
明治廿三年六月	五	江戸屋	廿日限操	綿三十本	八二〇〇			
	十五	三白屋	現	金實綿十本	六〇〇〇			
		大坂屋	三十日限紡績糸二捆		八〇〇〇			
		合計			六〇〇〇	二四六〇〇	一六〇〇〇	

手形帳

手形に二種ありて受取手形及仕拂手形とす  
 請取手形帳との當店にて追て代金を取立る手形を受取る節に記入す  
 る者にて手形の金高取立つへき期日等を一目して知らん爲に手形  
 を受取る商人の是非置へきなり此帳面に受取りたる節夫々記入  
 し置き仕拂人より仕拂ありたるか代りに品物を受取るか兎に角手形  
 を他人に渡したる時の受取りたる高の手形面と異なるを手形面丈を  
 受取りたる者とし手形帳に記入す斯くして此帳面の残高の追て取立  
 つへきなり手形の必ず記載の額面にて受渡するに限らざるも帳面上  
 に額面の高を記入し幾分か高價あるとき即打歩あるか又の割引を  
 取らるゝ時は其金高を損益勘定(大福帳に在り)に記入すべし





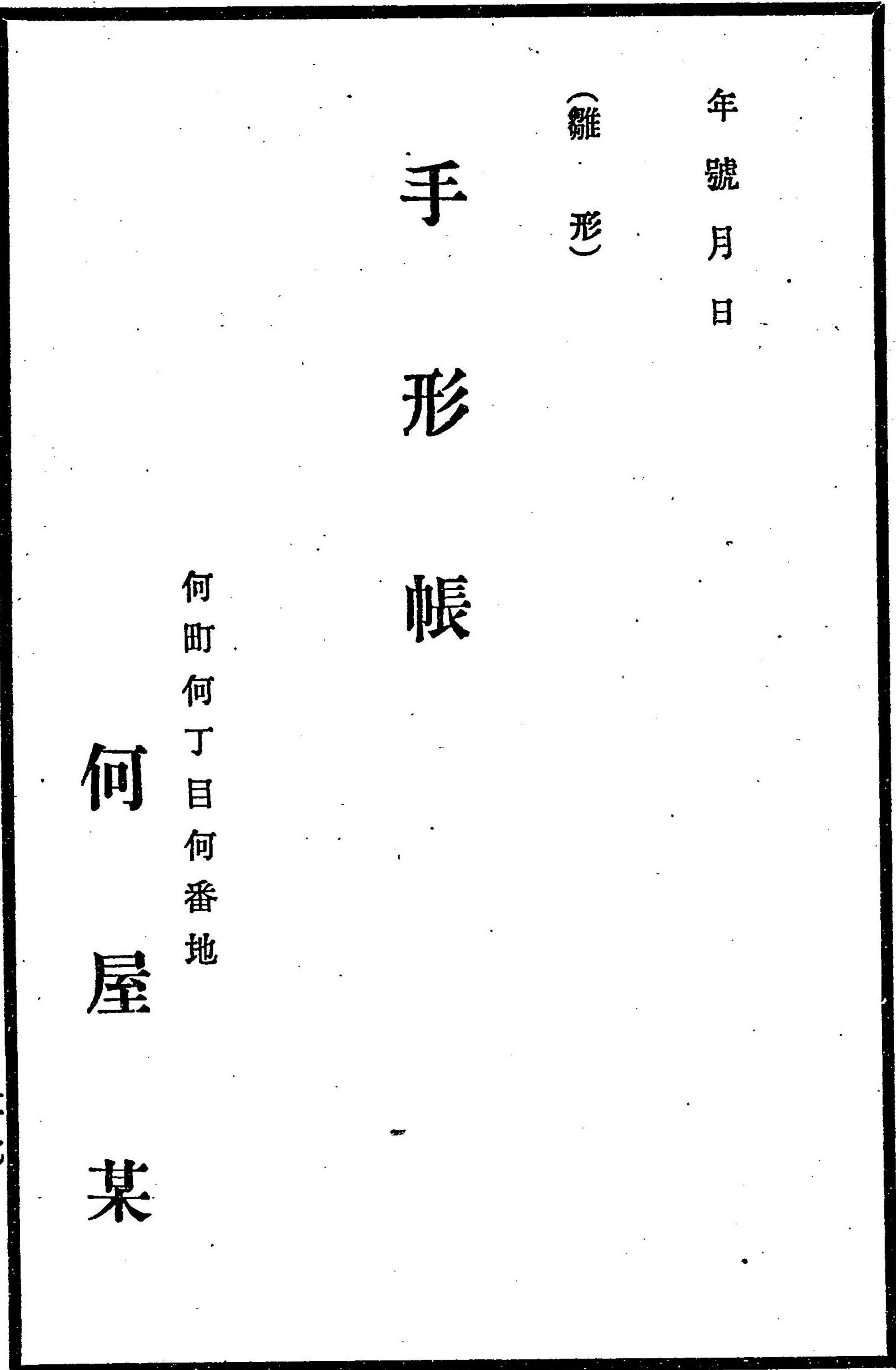
年號月日

(雛形)

手形帳

何町何丁目何番地

何屋某



請取手形帳

番手 號形	受取日付	手形認人	代金支拂人	記事	手形日付	期限	期日	金高	代金受取 月日及記事
四	廿三年 五月 廿一	田島屋儀助	島田二藏	米賣渡	廿一年 一月 廿一	一ヶ月	廿三年 六月 廿	千 百 十 四 〇 〇 〇 〇	

仕拂手形との追て當店にて仕拂ふへき金圓の幾許にして其期日の何日なるやを見て期日に仕拂を爲さずして信用を失ひざらん爲め設けたるものなれば受取手形帳同様に大切のものなり手形を他人に渡せし時の夫々記入し後日割引して正金を拂い其他の方法にて手形を取戻せし時の代金仕拂月日及記事の格内に其旨を記入すへし斯くて殘高の後日仕拂ふへき筈の高を示すあり  
此手形も請取手形と同様額面と異なりたる代價にて受渡を爲すことあれば此時の損益勘定大福帳中に在りに記入すべし

仕拂手形帳

番手 號形	仕出日附	手形渡先	代金仕拂人	記事	手形日付	期限	期日	金高	代金仕拂 月日及記事
一	明治廿三年 六月	塚本久三當	店米代		廿一年 一月 廿一	一ヶ月	廿三年 六月 廿	千 百 十 四 〇 〇 〇 〇	

商人の書狀に依り約束を結ぶものあれば向ふよりの書狀も自分より出せし書狀の寫をも取置くべし  
向ふより來りし書狀の綴込の帳面を作るか其他の方法を考へ保存すべし紙を幅二寸位長を七八寸に爲して幾枚と重ね縦に傍を綴て一枚々々に來狀を貼付るをよしとす自分の書狀を寫字版ある人の寫取るに容易なれども右無ければ別に寫取べし而て前の通り貼付置くべし

◎第六章 小賣商に要する帳面及記入方法

何れの小賣商も大福帳仕入帳金銀出入帳書状書留帳の四帳面を必ず備へざる可らず日記帳賣上帳の記入するに及ばず手形帳も仕拂手形帳を置けり可かり之れ仕入の時手形を渡すことあるも小賣にて客より手形を受けとることあれば他の帳面の商業に依り多少異にして例へり自分の店にて製造を爲して賣るもの菓子屋豆腐屋の如しの原品仕入帳及製造上高帳を備へく八百屋魚屋の如き賣ること出来ぬ様になる品物數多生ずる故に仕入帳へ別に損失と名くる野を數量の下に増し仕入代價の下にも其代價を記入する様に野を増すを可とす或の全く別に品物損失帳を作りてもよし又掛にて小賣を爲す時の客に渡し置く通に記入したる上に大福帳にも記入すへし今左に吳服小賣商の例題を示す餘の商業も之れに依り足らぬと思ふ帳面を増し記入すへし

取引書

吳服小賣商

主人 齋藤邦三

明治廿三年六月一日左の資産を以て開店す

一金六百二十五圓

現金

一金五百圓

家屋敷(疊建具一式)

一金八十六圓五十錢

道具

全日 諸用紙及大福帳金銀出入帳仕入帳掛取帳代壹圓卅錢仕拂

全日 家事用雜費として金八圓勝手元に渡す

全日 長崎屋より仕入品不殘受取る但し十日限り仕拂ふ約束あり

一二子織 百四十反 金壹圓卅錢ウヘ 金百六十八圓

一結城縞 八十三反 金壹圓卅錢ウヘ 金百七圓九十錢

全日 上田芳三郎より掛にて仕入る

一眞岡木綿 五十反 金六十八錢ウヘ 金三十四圓  
 全日 林屋茂吉より二ヶ月限り掛にて仕入る  
 一阿波縞 百二十反 金五十五錢ウヘ 金六十六圓  
 一大和飛白百二十反 金九十七錢ウヘ 金百十六圓四十錢  
 全日 小谷千之助より現金にて仕入る  
 一越後縮 五十反 金四圓廿錢ウヘ 金貳百十圓  
 全日 和泉屋金松より現金にて仕入る  
 一手拭 三十反 金三十五錢ウヘ 金十圓五十錢  
 一紅木綿 三十反 金五十錢ウヘ 金十五圓  
 一河内木綿百二十反 金五十八錢ウヘ 金六十九圓六十錢  
 二日 武田春三へ掛にて賣渡す  
 一結城縞 三反 金一圓四十二錢ウヘ 金四圓廿六錢

全日 本日現金小賣高金六十三圓五十三錢五厘  
 六日 神田甚平へ掛にて賣渡す  
 一二子織 三反 金一圓四十五錢ウヘ 金四圓三十五錢  
 一結城縞 一反 金一圓四十錢ウヘ 金壹圓四十錢  
 一眞岡木綿半 反 金三十六錢五厘 金三十六錢五厘  
 十日 長崎屋へ仕入品代金仕拂ふ此金二百七十五圓九十錢也  
 全日 本日現金小賣高金三十七圓八錢  
 十一日 本日現金小賣高金拾三圓五錢五厘  
 十二日 近江屋津助へ掛にて賣渡す  
 一二子織 二反 金一圓卅二錢ウヘ 金二圓六十四錢  
 一阿波縮 三反 金六十四錢ウヘ 金一圓九十二錢  
 十三日 本日現金小賣高金十八圓七十三錢八厘

十四日 紀野伊三郎へ掛にて賣渡す  
 一結城縞 二反 金一圓四十二錢うへ 金二圓八十四錢  
 一真岡木綿 壹丈 金二錢五厘うへ 金二十五錢  
 十六日 三河屋太七へ賣渡し内金二圓五十錢受取  
 一大和飛白 三反 金一圓五錢うへ 金三圓十五錢  
 一真岡木綿 二反 金八十錢うへ 金一圓六拾錢  
 十七日 上田芳三郎へ掛金不殘仕拂此金三十四圓也  
 全日 本日現金小賣高金十六圓八十錢  
 二十二日 本日現金小賣高金二十圓三錢五厘  
 二十五日 本日現金小賣高金八圓二十五錢  
 二十六日 近藤新介へ掛にて賣渡す  
 一阿波縮 半反 金三十二錢うへ 金三十二錢

一真岡木綿 六尺 金二錢三厘うへ 金十三錢八厘  
 廿八日 本日現金小賣高金十八圓五十錢  
 全日 家事用として左の品勝手方へ渡す  
 一手拭 一反 金三十五錢うへ 金三十五錢  
 一越后縮 二反 金四圓廿錢うへ 金八圓四十錢  
 一大和飛白 二反 金九十七錢うへ 金一圓九十四錢  
 一紅木綿 一反 金五十錢うへ 金五十錢  
 全日 證券印紙郵便切手及新聞廣告料仕拂此金十一圓十九錢  
 廿九日 本日現金小賣高金三十一圓三錢  
 全日 和泉屋より現金にて仕入る  
 一紅木綿 二十反 金五十五錢うへ 金十一圓  
 三十日 本日現金小賣高金七圓三十八錢五厘

全日 掛賣代金集り高左の通り

一 武田春三より 金四圓二十六錢

一 神田甚平より 金三圓五十錢

一 近江屋津助より 金二圓

一 紀野伊三郎より 金三圓九錢

一 三河屋太七より 金二圓二十五錢

一 近藤新介より 金四十五錢八厘

全日 左の通り仕拂

一 當月分敷地料 金五圓五十錢

一 全手代給料三人分 金拾壹圓

一 家事用雜費不足に付渡す 金九圓八十錢

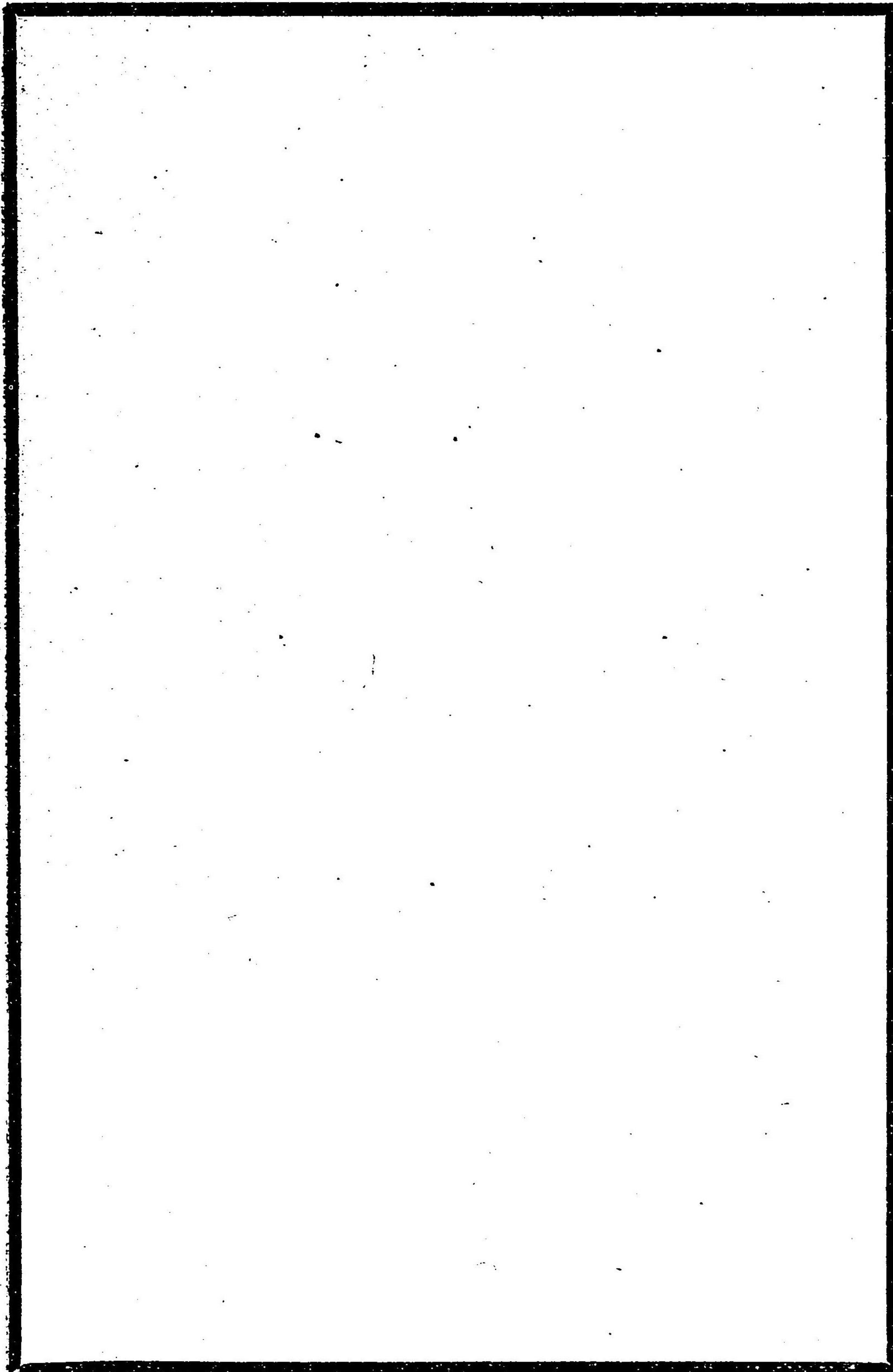
一 店前布簾代 金二圓九十三錢

金十二圓

一 店用戸棚四個代

右一ヶ月分の記入を示すべし

大福帳(口取一つに付き一枚宛別にすへし茲に)の便宜の爲め續けたるも實際の然らず



明治二十三年六月一日改正

(雛形)

大福帳

大津町京町通二丁目

齋藤邦三





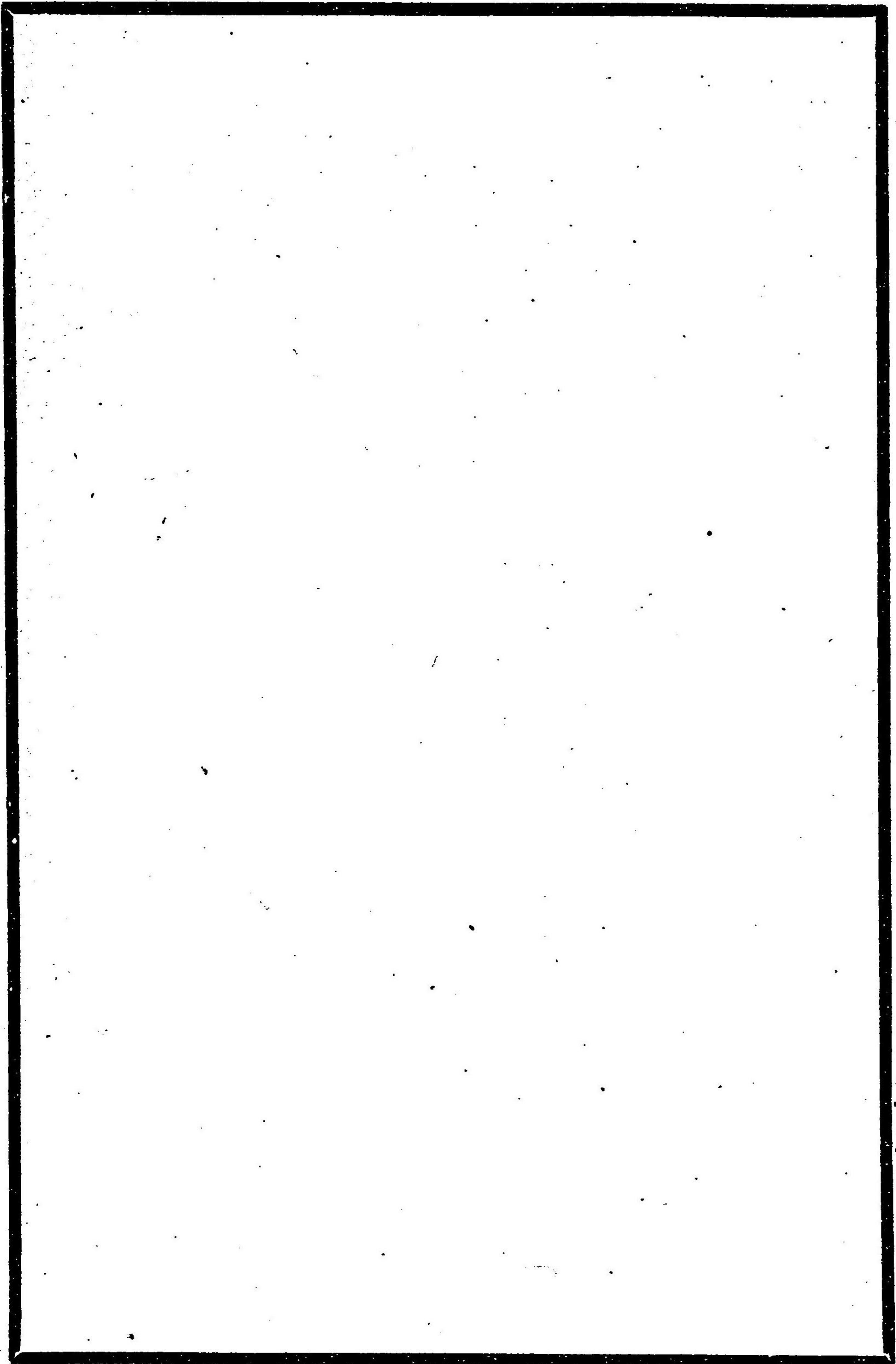












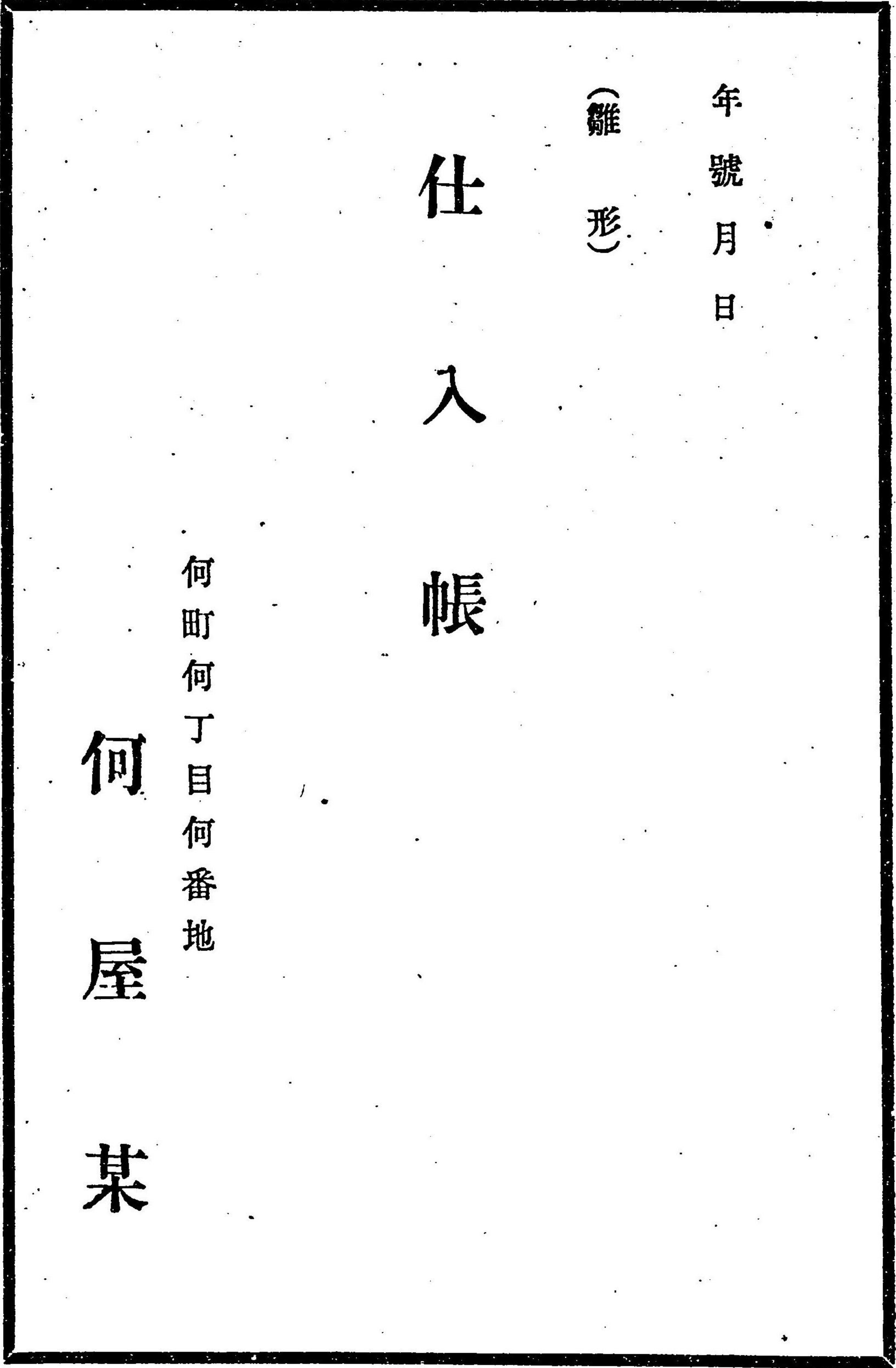
年號月日

(雛形)

仕入帳

何町何丁目何番地

何屋某



年月日	仕入先	記事	品名	數量	割合	現仕入金	掛代	手形
明治廿二年六月	一長崎屋	十日限仕拂	二子織	一四〇反	一一二〇〇			
	上田芳三郎	掛	真岡木綿	五〇反	六八〇		二七五九〇〇	
	林屋茂吉	二ヶ月限掛	阿波縮	一二〇反	五五〇		三四〇〇〇	
	小谷千之助	現	金越後縮	五〇反	四二〇〇	二二〇〇〇	一八三四〇〇	
	和泉屋金松	手拭	手拭	三〇反	三五〇			
	紅木綿		紅木綿	三〇反	五〇〇			
	河内木綿		河内木綿	一二〇反	五八〇	九五二〇〇		
	金紅木綿		金紅木綿	二〇反	五五〇	一一〇〇〇		
合計	廿九和泉屋現					三二六〇〇	四九三三〇〇	

八十四

(書狀書留帳は略す)

八十五

◎第七章 卸賣に要する諸帳面及び記入方法

卸賣に必要なる帳面の日記帳金銀出入帳大福帳仕入帳賣上帳請取手形帳及び仕拂手形帳并に書状書留帳にして他の商業の種類に依り多少異なるべきこと前章に述べたる如し今左に米商記入の方法を示すべし(例題の日記帳と同様なる故直に日記帳より始む)

年 號 月 日

(雛形)

日記帳

何町何丁目何番地

何屋某



明治廿三年  
六月

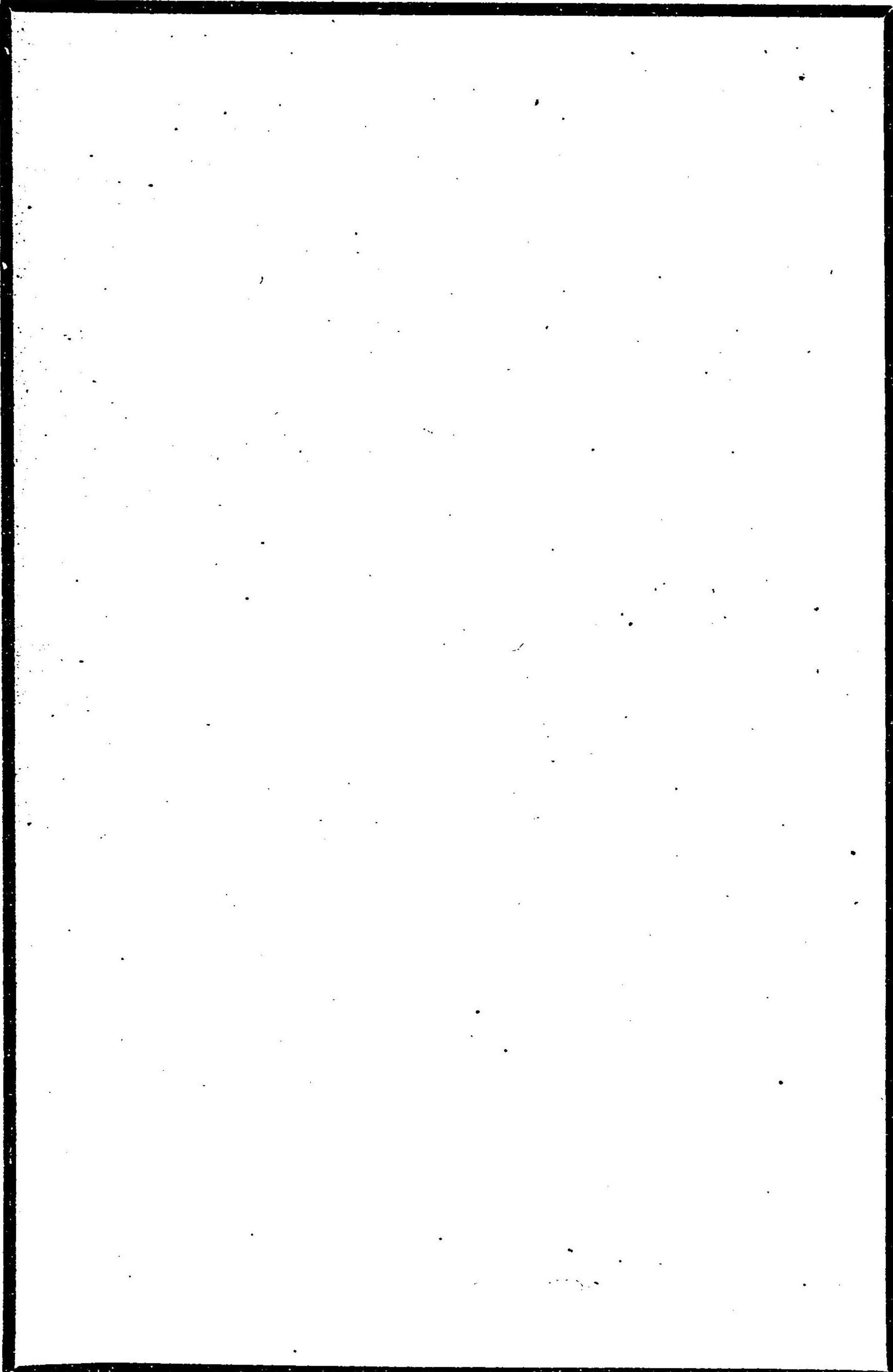
年月日	摘要	千	百	拾	圓	拾	錢	厘
一	主人齋藤五郎藏次之資金及負債にて米商業を始む							
	資産之部							
	現金	三	〇〇,〇〇〇					
	三井銀行預金	五	二〇〇,〇〇〇					
	家屋敷地及び土藏	三	九〇〇,〇〇〇					
	道具	一	七三,〇〇〇					
	奈良屋甚六へ貸金	八	三〇,〇〇〇					
	米商會所株券十枚	一	二〇〇,〇〇〇					
	負債之部							
	青柳新三より借金	七	五〇,〇〇〇					
	長洲屋音三郎より借金	五	八〇,〇〇〇					
		一	三三,〇〇〇					
		一	一六,〇〇〇					
		一	三三,〇〇〇					

〃	〃	店用帳簿日記帳仕入帳賣上帳金銀出入帳大福帳判取帳倉出入帳等代金仕拂	一	二	五	〇	〇	〇
〃	〃	印し稗天五枚代白金屋權太郎へ仕拂		六	〇	〇	〇	〇
〃	〃	家事用雜費として勝手方へ渡		二	〇	〇	〇	〇
〃	二	買付の爲め出張旅費金拾圓及び手付宛金百五拾圓手代三太郎へ渡		一	六	〇	〇	〇
〃	三	越前屋八郎平へ仕入代金小切手にて拂渡		七	二	八	〇	〇
〃		野洲米 八〇石		九	一	〇	〇	〇
〃	四	貧民救助費金貳拾圓義捐ス		二	〇	〇	〇	〇
〃	五	神崎郡並木村山田様壹番倉より五拾石着直段九圓貳拾錢にて買入の約定調ひ手付金を渡せし旨三太郎より報知せり		五	〇	〇	〇	〇
		此金						

八	山城屋源介へ十日限の掛にて賣渡								
	野洲米	五〇石	九、三五〇かへ					四六七五〇〇	
十二	去る五日約條米到着に付船頭仁平へ左の通り仕拂								
	神崎米	五〇石	九、二〇〇かへ					四六〇〇〇〇	
	右代金の内手附金引去り								
	殘金仕拂高								
十四	愛知郡坂本村佐藤様藏米百石九圓拾五錢にて約束調ひ代金仕拂の着荷の上半高残り半高の來月十五日仕拂に取極め右								
	手付金仕拂せし趣報知せり此金							七〇〇〇〇	
十五	手代三太郎歸店に付精算の上左の通過剩金受取る								
	旅費残り金								
	手付金残り高								
								三四三五〇	

十六	去る十四日約條米水揚濟に付き上乘方佐藤様番頭北井重吉へ現金及び約束書を渡す								
	愛知米	一〇〇石	九、一五〇かへ					九一五〇〇〇	
	右代金の内現金を渡す此金								
十七	宮城屋三太郎より全店宛三十日限仕拂手形にて仕入								
	淺井米	八〇石	九、〇五〇かへ					七二四〇〇〇	
十九	仲仕賃本日迄の分常盤組へ仕拂							三三〇〇〇	
廿一	島屋幸助へ左の通賣渡代金として二十日限り全人仕拂の手形貳百圓請取り殘金第六拾四國立銀行渡り小切手ふて受取								
	野洲米	參〇石	九、四〇〇かへ						
	神崎米	貳〇石	九、五〇〇かへ						
	淺井米	參〇石	九、二三〇かへ					七四八九〇〇	





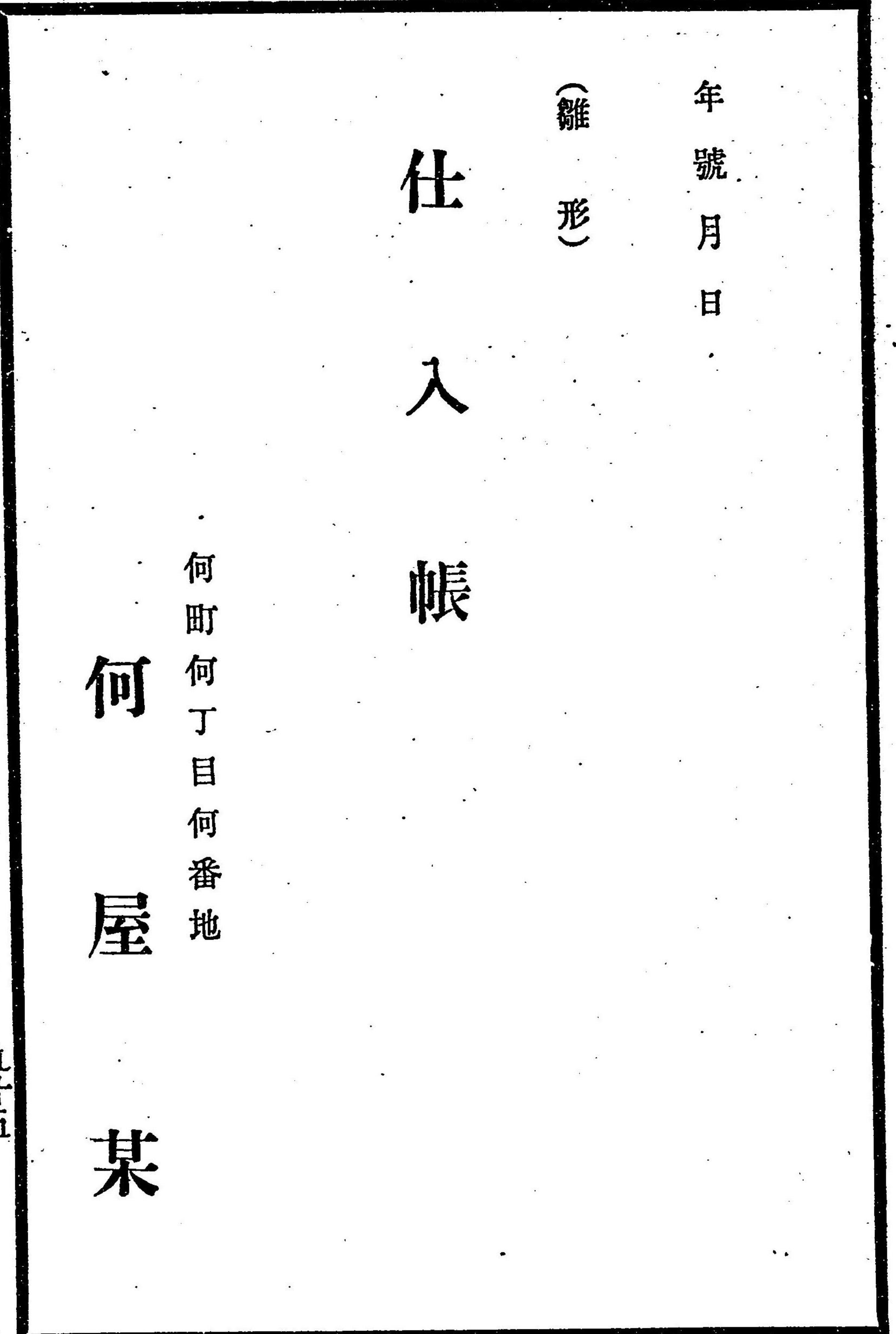
年 號 月 日

(雜 形)

仕 入 帳

何 町 何 丁 目 何 番 地

何 屋 某



年月日	仕入先	記事	品名	數量	割合	仕入金	掛代	手形
明治廿三年六月	越前屋八良平	小切手	野洲米	八〇石	九二〇〇	七二八〇〇		
〃	山田様	現	金神崎米	五〇石	九二〇〇	四六〇〇〇		
〃	十六佐藤様	現金並ニ掛	愛知米	一〇〇石	九一五〇	四五〇〇〇		
〃	十七宮城屋三太郎手	形	淺井米	八〇石	九〇五〇	一六三八〇〇		
	合計					四六五〇〇		七二四〇〇

年號月日  
(雜形)

賣上帳

何町何丁目何番地

何屋某

年月日	賣渡先	記事	品名	種量	割合	現金	掛代	手形
明治三 年六月 八	山城屋源介	十日限仕拂	野洲米	五〇石	九三 五〇			
〃	島屋幸助	手形小切手	野洲米	參〇石	九四 〇〇			
〃	〃	〃	神崎米	貳〇石	九五 〇〇			
〃	〃	〃	淺井米	參〇石	九二 三〇			
〃	廿六佐々木一藏	現	金愛知米	五〇石	九三 八〇	四六 九〇		
〃	廿九林藤藏	小切手	愛知米	貳〇石	九三 〇〇	一八 六〇		
	合計					一二 〇三 九〇	四六 七五 〇〇	二〇 〇〇 〇〇

年號 月 日  
(雛形)

# 金銀出入帳

何町何丁目何番地

何屋某

年月日	摘要	出		入
		雑勘定	營業費	
明治廿三年 六月 一	金主より元入金受取る			千 百 十 四 十 圓
"	店用帳簿日記帳仕入帳金錢出入帳其他四帳簿代を仕拂ふ		一 二 五 〇 〇	千 百 十 四 十 圓
"	印し辨天五枚代自金屋權太郎へ仕拂		六 〇 〇 〇	千 百 十 四 十 圓
"	家族用雜費勝手方へ渡す		二 〇 〇 〇	千 百 十 四 十 圓
"	買付の爲め出張旅費并に手附金を手代三太郎へ渡す			千 百 十 四 十 圓
"	出張旅費	一 〇、〇〇〇		千 百 十 四 十 圓
"	手附金	一 五〇、〇〇〇		千 百 十 四 十 圓
"	貧民救助費として義捐す		二 〇 〇 〇	千 百 十 四 十 圓
"	去る五日約定米來着に付代金の内手附金を			千 百 十 四 十 圓

引き去り殘額を船頭仁平へ仕拂ふ	四 一 〇 〇 〇			
手代三太郎歸店に付精算の上過剩金次之通り請取る				
旅費過剩分	四、三五〇			
手付金過剩分	三〇、〇〇〇			三 四 三 五 〇
去十四日約條米水揚濟に付佐藤様番當北井重吉へ全愛知米百石代の内金を仕拂ふ	四 五 〇 〇 〇			
本日迄の仲仕賃を常盤組へ仕拂ふ		三 二 〇 〇		
島屋奉助へ野洲米其他二品賣渡し代金の内小切手にて受取る			五 四 八 九 〇	
木村信次郎より手附金受取る			三 〇 〇 〇	
佐々木一藏より愛知米五拾石代受取ル此金			四 六 九 〇 〇	





請取手形帳

番手 號形	三	受取日付手形認人代金仕拂人	記 事	手形日附期限	期日	金 高	代金受取 月日及記事
六月廿二年	廿一	島屋幸助島屋幸助	野洲米外二種	二十日	七月十	二〇〇〇〇	

仕拂手形帳

番手 號形	一	仕拂日付手形渡先代金仕拂人	記 事	手形日附期限	期日	金 高	代金仕拂 月日及記事
六月廿二年	十七	宮城屋三太郎當	店淺井米代	三十日	七月十六	七三四〇〇	

年 號 月 日

(雛 形)

大 福 帳

何町何丁目何番地

何 屋 某

年月日	摘要	出之部	入之部
明治廿三年六月	店主齋藤五良藏様		
	現金其他五種元入せらる	一三三〇〇〇	一一六〇三〇〇
	青柳及長州屋方借用金店方にて仕拂引受く		
	家族用雜費として取出さる	二〇〇〇〇	
	右不足に付取出さる	五七〇〇	
	三井銀行御中		
	店主元入高當座預金	五二〇〇〇〇	
	越前屋渡し小切手第一號		七二八〇〇〇
	正金にて預く	四〇〇〇〇	

年月日	摘要	出之部	入之部
明治廿三年六月	奈良屋甚六様		
	元入高店主の貸金	八三〇〇〇	
	青柳新三様		
	店主の借用金店方仕拂引受の分		七五〇〇〇〇
	長州屋音三郎様		
	店主の借用金店方仕拂引受の分		五八〇〇〇〇
	山城屋源介様		
	野洲米五〇石九、三五ウへ賣渡	四六七五〇〇	

明治廿三年六月	廿五	愛知米五〇石九、四二ウへ賣渡の手付請取る	三〇〇〇〇
明治廿三年六月	十六	買入の愛知米到着す	九一五〇〇
明治廿三年六月	十四	愛知米一〇〇石九、三五カへ買入の手付として	七〇〇〇〇
明治廿三年六月	十二	買入の神崎米到着す	四六〇〇〇
明治廿三年六月	五	神崎米五〇石九、二〇ウへ買入の手付として	五〇〇〇〇
明治廿三年六月	〃	正金仕拂	四一〇〇〇
明治廿三年六月	〃	正金内渡	四五〇〇〇
明治廿三年六月	〃	木村信次郎様	
明治廿三年六月	〃	佐藤米太郎様	
明治廿三年六月	〃	山田兵藏様	

明治廿三年六月	廿八	破約に付没収す	三〇〇〇〇
明治廿三年六月	一	米商會所株券	一二〇〇〇〇
明治廿三年六月	一	元入高 百圓券拾枚	
明治廿三年六月	一	家屋敷	三九〇〇〇〇
明治廿三年六月	一	元入高 見積り現價	
明治廿三年六月	一	道具	一七三〇〇〇
明治廿三年六月	一	元入高 見積り現價	



第一 正金勘定を新たに設けて金銀出入帳より手許有高を入に記入すへし

第二 品物勘定を設けて爰に仕入帳より仕入高の合計を入に記入し又賣上帳より若し賣上帳を用いぬ時の金銀出入帳の入に記入しある品物の部及び大福帳の得意先勘定にて差引請取らざる代金の合計を此品物勘定の出に記入すへし

第三 請取手形勘定を設けて請取手形帳の代金引替濟まざる高を此勘定の入に記入す

第四 仕拂手形勘定を設けて仕拂手形帳の代金引替濟まざる高を此勘定の出に記入す

第五 雑費勘定を設けて金銀出入帳より營業費の合計を此勘定の出に記入す

第六 損益勘定(既に損益勘定を)及殘高勘定を新たに開くへし

損益勘定に總て相場に變動ありて金高の定まらざる物即ち家屋敷品物公債株券勘定等の類及び利息店賃營業費勘定等の類より生ずる殘高即ち損益を爰に一纏となして損と益と差引き純粹の損益を知るものあり

殘高勘定に之他店勘定手形勘定及殘品等棚卸表中に掲載の勘定を資産負債の二に分ちて記入し差引き残りたるもの即ち主人勘定の殘金と同高なるへきに付其主人勘定の殘を此勘定に轉記する時の資産負債同高となるなり

第七 棚卸表より各種類の現價を大福帳に於ける之と同一の勘定の出に殘品現價と朱書し之を直ちに殘高勘定の資産に記すべし

第八 主人の勘定を除き其次の勘定より順次合計を爲すべし

殘高勘定に入るべきものの出及入を比して出が入より多ければ其  
 超過額を此勘定の資産に轉記し入が出より多ければ其超過額を負  
 債に記入すべし  
 損益勘定に入るべきものも亦損多ければ其超過額を此勘定の損に  
 記入し益多ければ其超過額を益に記入す  
 第九 損益勘定の損及益を差引きて損多ければ其超過高を主人勘定  
 の出に益多ければ又其超過額を入に轉記すべし  
 第十 主人勘定を差引して入多ければ其超過額を殘高勘定の負債に  
 轉記し出が多ければ同勘定の資産に記入す此方法を行いて殘高勘  
 定の資産及負債共同額とある時の算用の間違なきを示すあり  
 左に示す大福帳の第六章及第七章に示せる大福帳へ締切を爲せしもの  
 なり

年月日	摘要	出		入	
		千	百	千	百
明和三年六月	店主齋藤邦三様				
一	元入高現金にて			六	二五〇〇〇
〃	〃 家屋にて			五	〇〇〇〇
〃	〃 器具にて			八	六五〇〇
〃	〃 家族雜費宛て勝手方渡			八	〇〇〇
〃	〃 用として手拭越後縮大和飛白紅木綿渡			一	二一九〇
〃	〃 三十 雜費不足に付渡			九	八〇〇〇
〃	〃 純利益				三六四七八
〃	〃 現在資本高 (殘高勘定へ)			一	二二八九八八
〃	〃 合計			一	二四七九七八
七月一	操越高			一	二一八九八八









七月一	操越高	正金	一〇〇五〇〇
明治廿三年六月	三十	金銀出入帳より本月中入高	八七七四六六
〃	〃	全	〃
〃	〃	手元有高	〃
〃	〃	合 計	八七七四六六
七月一	操越高	商 品	一八九七四六
明治廿三年六月	三十	仕入帳より本月中仕入高	八〇八四〇〇
〃	〃	金銀出入帳より本月中現金賣高	二五二四六六
〃	〃	大福帳より本月中掛賣代金未済高	一六三六五
〃	〃	棚卸表より殘品現價	六〇五九六七

百二十三

七月一	操越高	利益 (損益勘定へ)	六六三九八
明治廿三年六月	三十	金銀出入帳より本月中消費高	二八九九〇
〃	〃	損 失 (損益勘定へ)	〃
〃	〃	合 計	〃
〃	〃	損 益	〃
明治廿三年六月	三十	器具破損の損分	九三〇
〃	〃	商品の利分	〃
〃	〃	營業雜費の損分	二八九九〇
〃	〃	本月中純利益 (店主勘定へ)	三六四七八

百二十三

大福帳

(雛形)

明治廿三年六月一日改

大津濱通一丁目

齋藤五郎藏

百二十五

明治廿三年六月								三十	家	屋	殘	高	合計
器具	商品賣残りの分	林屋藏吉様より仕入品代未済	神田甚平様へ賣品代未拂	近江屋津助様同斷	正金手元有高	店主齋藤邦三現在元入高	合計						
	六〇五	一八二	二六	二五	一八九	一四〇							
	九六七	四〇〇	一五	六〇	七四六	三八八							
	〇〇〇	〇〇〇											
	〇	〇											
	六六三												
	九八八												
	六六三												
	九八八												

百二十四

年月日	摘要	出	入
明治廿三年六月	店主齋藤五良藏様		
一	現金其他五種元入せらる	一三三〇〇〇	一一六〇三〇〇
一	青柳及長崎屋を借用金店方にて仕拂引受く		
二	家族用雑費として取出さる	二〇〇〇〇	
三十	右不足に付取出さる	五七〇〇	
三十	純損亡	一四六五〇	
三十	現在資本金高 (残高へ)	一〇三三二六五〇	一一六〇三〇〇
合 計		一一六〇三〇〇	一一六〇三〇〇
七月一	操 越 高		一〇三三二六五〇
	三井銀行御中		

百二十六

年月日	摘要	出	入
明治廿三年六月	店主元入高當坐預金		五二〇〇〇
三	越前屋渡し小切手第一號		
三十	正金にて預け高	四〇〇〇〇	七二八〇〇〇
三十	純預金高 (残高へ)		四八七二〇〇
合 計		四〇〇〇〇	五六〇〇〇〇
七月一	操 越 高	四八七二〇〇	
	奈良屋助六様		
一	元入高店主の貸金		八三〇〇〇
三十	未納金 (残高へ)		八三〇〇〇
合 計		八三〇〇〇	一六六〇〇〇
七月一	操 越 高		八三〇〇〇

百二十七

				明治廿三年六月				明治廿三年六月	
				五	山田兵藏様			八	山城屋源介様
			十二	神崎米五〇石九、二〇かへ買入の手付として 買入の神崎米到着す			三十	野洲米 五〇石 九、三五ろへニテ賣渡 代金未濟 (殘高へ)	
		正金仕拂	合 計		操 越 高	合 計		合 計	
四	四				四			四	
六	一			五				六	
〇	〇			〇				七	
〇	〇			〇				五	
〇	〇			〇				〇	
四	四							四	
六	六							七	
〇	〇							五	
〇	〇							〇	
〇	〇							〇	

				明治廿三年六月				明治廿三年六月	
					長洲屋音三郎様			一	青柳新三様
			七月一	店主の借用金店方仕拂引受の分			七月一	店主の借用金店方仕拂引受の分	
		合 計			操 越 高	合 計		合 計	
五	五							七	
八	八							五	
〇	〇							〇	
〇	〇							〇	
〇	〇							〇	
五	五							七	
八	八							五	
〇	〇							〇	
〇	〇							〇	
〇	〇							〇	



明治廿三年六月	一	元入高見積り現價	一七三〇〇〇						
	三十	棚卸表より見積り現價 (残高へ)	一七〇〇〇〇						
		損失 (損益へ)	三〇〇〇						
		合計	一七三〇〇〇						
	七月一	操越高	一七〇〇〇〇						
明治廿三年六月	二	買付の爲め出張の節手附金宛て三太郎渡	一五〇〇〇〇						
	五	山田兵蔵へ神崎米 五〇石 買入の手付として渡	五〇〇〇						
	十四	佐藤米太郎へ愛知米 一〇〇石 買入の手付として渡	七〇〇〇						
	十五	三太郎歸店ニ付過剩請取る	三〇〇〇						
		假拂							

百三十二

明治廿三年六月	二	買付の爲め出張旅費として三太郎渡	一〇〇〇〇						
	十五	歸店に付過剩請取る	四三五〇						
	三十	損亡 (損益へ)	五六五〇						
		合計	一〇〇〇〇						
	廿八	木村信次郎より預たる手付金違約に付没收	三〇〇〇						
	三十	家屋敷	八〇〇〇						
		器具	三〇〇〇						
		損益							
		合計	一五〇〇〇						

百三十三







〃	〃	〃								
〃	〃	仕拂手形								
〃	〃	正金								
〃	〃	店主齋藤五良藏現在資本高								
〃	〃	合計						一三六八二六五〇	一〇二二三二六五〇	七二四〇〇

◎第九章 總勘定の手續

開店を爲せし後に時々總勘定を爲さぬ時ハ損益を見分くる事出來ぬのみならず夫より種々不正の事を生ずる故に商法の總勘定を爲すべき事を命ぜり即ち前章に述べたる大福帳ノ切の手續を終へたる後總勘定を爲すなり

其年度數ハ一年に一度なれば宜敷して例令ハ明年より開店せし人の明後年より毎年開店の月より三ヶ月内に一ヶ年分宛を爲すべし即ち明治二十四年三月に開店せし人の廿五年三月始より五月末迄に廿五年二月末迄の總勘定をなすべし

會社も一ヶ年を以て一事業期とし損益を計算して社員に利益を分配する定めある時の事業期の末毎即ち一年目毎に此手續を爲せば宜しけれ共若し一年内に幾度も利益を配當すべき定めある時の少なくとも

半年毎に此手續を爲さる可らず  
 此總勘定の時の帳面の開業の時と同様にして動産不動産總目録及び  
 貸方借方の對照表の二通なり其記入に付き注意すべき方法の開店の  
 時と同じければ茲に省く  
 總勘定を爲す時新たに帳面を作らぬ爲め最初開店の時既に開業し居  
 る商人おれバ商法に依り始めて總勘定を爲す時に其後幾度も記入の  
 出来る様に帳面を作り毎年一度宛同じ帳面に漸次に記入する時の前  
 後比較し見る事容易して極めて便利ありとす  
 又總勘定を爲せし時利益を更に資本に加へて資本を増を普通とすれ  
 ども又引去りて其利益を商業に關係なき物にあすとあるべし此時も  
 其引去りたる利益の商業上の帳面中資本より取り去べし(左に示す見  
 本の第六七八章の手續を経て調製せしにして併て損益表をも示せり)

明治廿三年六月三十日以降

(雛形)

# 諸表綴

何町何丁目何番地

## 何屋某

損益表		金額		合計	
一 商 品	賣上高	268	831		
	賣殘品	605	967		
	合計	874	798		
	仕入高	808	400		
	差引利益高	663	398		
	合計	663	398	663	398
損失之部					
一 器 具	破損の損失				
一 家 屋	異狀あし			93	0
一 營 業 雜 費 遣 以 拂				663	398
				289	90
				99	0
				99	0

以上			合計	
利益之合計			663	398
損失之合計			299	20
差引純利益			364	378
明治二十三年六月三十日調製				
	齋			
	藤			
	邦			
	三			
	印			



資產負債表

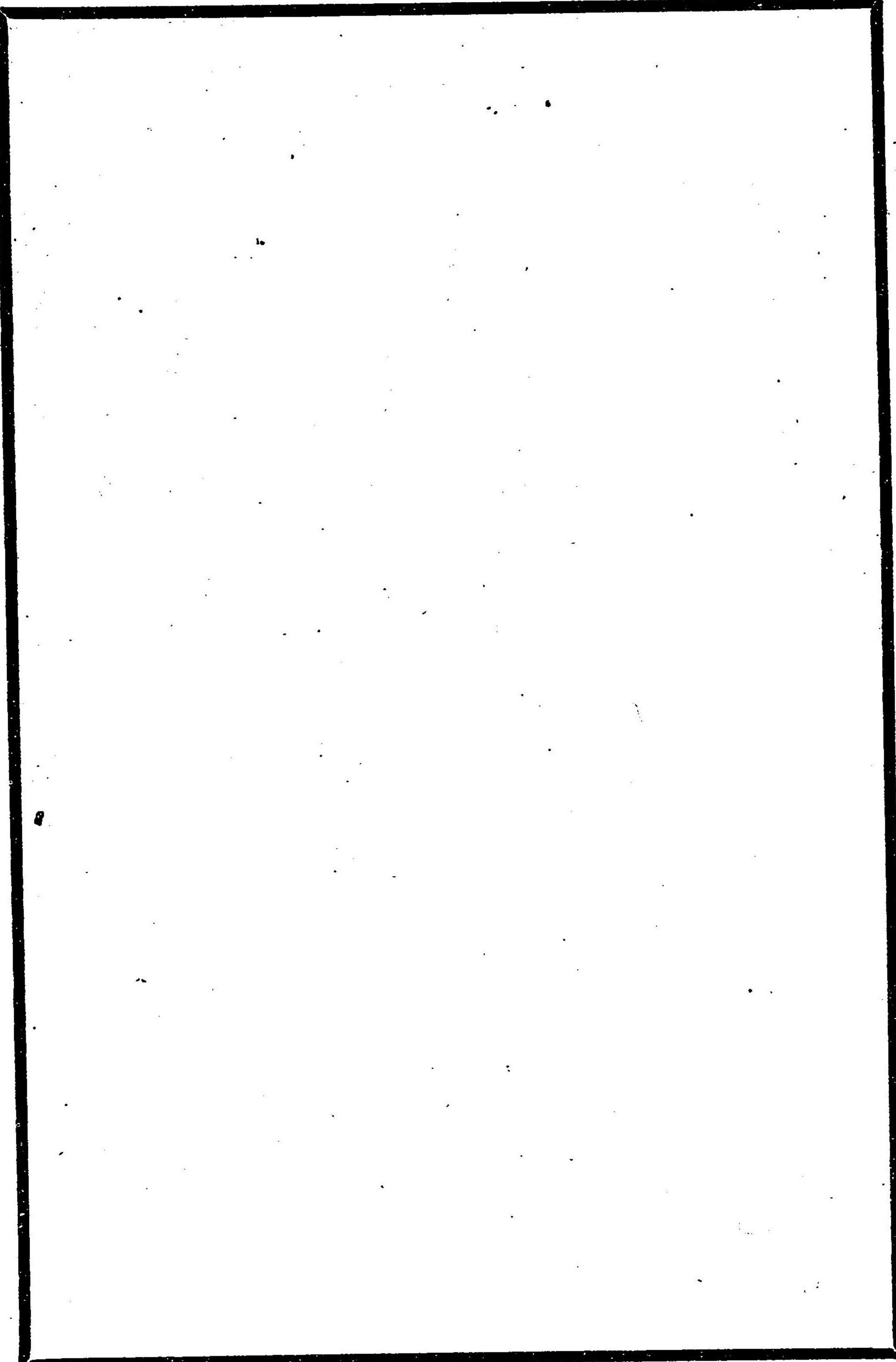
資產負債表									
資產之部									
一家屋	所有高	五〇〇〇							
一器具	所有高	一〇〇五〇〇							
一商品	賣殘品	六〇五九六七							
一神田甚平様へ貸金		二六一五							
一近江屋津助様へ全斷		二五六〇							
一正金	手元有高	一八九七四六							
合計		一四〇一三八八							
負債之部									
一林屋藏吉様より借金		一八二四〇〇							
合計		一八二四〇〇							
金額									
万 千 百 十 円 十 銭 厘									

資產之合計  
負債之合計  
現在資本高  
以上

明治二十三年六月三十日調製

齋藤邦三印

資產之合計	一四〇一三八八
負債之合計	一八二四〇〇
現在資本高	一二一八九八八
以上	



明治廿三年六月三十日以降

(離形)

諸表綴

何町何丁目何番地

何屋某

損益表

一 違約金	木村信次郎様より				一八七一																三〇〇〇	
一 商 品	賣上高				九 九〇																	
	賣殘品				二八六一																	
	合 計				二八二七																	
	仕入高				三 四四〇																	
	差引利益高				六四四〇																	
	合 計																					
損失之部																						
一 家屋敷	下落よりの損分																					
一 器 具	全 断																					
	合 計																					
金 額																						
萬千 百 十 円 十 銭 厘																						
萬千 百 十 円 十 銭 厘 計																						

百五十

一 旅 費	遣 拂																					
一 營 業 雜 費	全																					
	合 計																					
	利益之合計																					
	損失之合計																					
	差引純損亡																					
	以 上																					

明治二十三年六月三十日調製

齋																						
藤																						
五																						
郎																						
藏																						
印																						

百五十一





資產負債表

資產負債表									
資產之部									
一米商會所株券	所有高	一三〇〇〇							
一家屋	同斷	三八九二〇							
一器具	同斷	一七〇〇〇							
一商品	賣殘品	九九〇〇							
一三井銀行	當座預	四八七二〇							
一奈良屋勘六様へ	貸金	八三〇〇〇							
一山城屋源介様へ	同斷	四六七五〇							
一請取手形	所有高	二〇〇〇							
一正金	手元有高	六〇一五〇							
合計		一三六八一六五〇							

金額 万一千百十圓十錢厘

負債之部

負債之部									
一青柳新三様より	借金	七五〇〇〇							
一長州屋音三郎様より	同斷	五八〇〇〇							
一佐藤米太郎様より	同斷	三九五〇〇							
一仕拂手形	引替未濟高	七二四〇〇							
合計		二四四九〇〇							
資産之合計		一三六八一六五〇							
負債之合計		二四四九〇〇							
現在資本高		一〇二三二六五〇							
以上									
明治二十三年六月三十日調製									
齊藤五郎藏印									

◎第十章 既に開店し居る商人の帳面整理手續

既に(即ち二十三年末迄に)開店し居る商人の商法に従ひたる開店の時  
の帳面記入手續を爲すに及ばずと雖ども總勘定を商法に従ひて爲さ  
ざるべからず其期限の明治二十四年一月に開店せし者と同じく明治  
二十五年一月始より三月末迄おれの宜敷けれ共此事の第九章に悉敷  
述べ商人の勝手にて來年中に總勘定を爲せし其後の毎年其總勘定を  
爲せし月の始より三ヶ月目の月末迄に爲すべし即ち明治二十四年八  
月に至りて最初の總勘定を爲せば以後毎年八月始より十月末迄に總  
勘定を爲すべきなり

故に既に開店し居る人の來年の始に總勘定を爲すべき義務のなけれ  
ども前章に述べたる賣上帳仕入帳金銀出納帳等種々の帳面の必ず記  
入せざる可らず記入するとせし其記入を悉皆めて計算する事あるべ

し其時に總勘定をせしものなれば幾何の損益ありしやを知る能  
ず然らば斯る商人の今年中に悉皆身代を調べて總勘定を爲し商業の  
資本高の總計にて幾計なるやを定め其資本にて來年一月より更に開  
店せし様に合せれば後に至り纏め易くして萬事都合よかるべし  
既に開店し居る人の最初の總勘定の方法の普通の總勘定と少々異ち  
りて利益又の損失を見る事出來ず之れ今迄の資本幾何ありしやを知  
ること出來さればなり故に今迄帳面の整理し居る商人の無論損益を  
見る事出來るなり  
借て斯かる人の最初の總勘定を爲すに當りては自分の身代を悉皆取  
調べ何れを資本とし何れを資本とせざるやを定め資本とせし部分に  
付き動産不動産總目録及び貸借對照表を作ること前に述べたる方法  
と同様あり

◎第十一章 記入に付き帳面方の心得

記入の事柄及び帳面の數の既に述べたる如きなるが記入に當りての順序を亂し前なるを後にし後なるを前に記入する等の堅く禁ずる處にして必ず日々順序を追ひ漸次記入し且月及日付を爲すことを忘る可らず

帳面の表紙に帳面の名(賣上帳なれば賣上帳と記す)を記し中の紙に殘らず壹貳參と番號を一枚々々に附け置き後に至り紙を抜取り又は差入る事出來ぬ様に爲し置くべし  
書損ある時の朱にて消し置くべし墨にて消すべからず若又書損ありて更に其側に書直さんとせば其書損せし字を朱にて消すのみならず尙朱にて其側に書直しをなすべし尙一層丁寧にせんとせば書直せし處に記入せし人が自分の印を押せば可しとす

記入する時に字の書きておき間を置くべからず必ず續けて書くべし尤も總計を爲したる後新に書始むる時(月末に至り總計ををし更に翌月より書改むる時の如し)の紙の都合に依り字の書きておき所あるも差支なし此規則を守らぬ時は後に至り他人が書入を爲すこと出来るのみならず何か不正の事をかさんため自分が其處に書ける様に前より用意して間を置きりとの疑を招くことをも生ずるなり

◎第十二章 帳面を保存すべき事

帳面を備置き記入すべき事の前に述べたる如きなれども其記入したる帳面を粗略にし盜難或は火災に罹るか折角骨折して記入せし帳面も後日に至り何の證據ともあらぬ様にあるあり其上帳面を丁寧に保存すべき定めなき時の商人が何か事起るに當り自分の不利益な事を隠さん爲め等に現在持ちて居る帳面も失せたりと云ふ如き不都合

を生ずる故商法の各商人をして帳面を十ヶ年間極めて丁寧に保存すべき事を定めり故に其間帳面に紛失等ある時其商人の損とある尤も十分に注意して藏し置きたるに人力にて如何ともすること出来ぬ天災其他不意の變事の爲め喪失又ハ破損するもこれ仕方なき事なれば其商人の損とならず又十ヶ年間を過ぎれば其帳面は紙屑にしてよし此規則に背くとき有罪破産の罰にあてらる悉敷事の第十七章を見よ帳面と一緒に取引先よりの手紙等關係書類をも保存するをよしとす

◎第十三章 帳面を取上げらるる事

帳面の商人が自分で記入するとも他人に記入さすとも皆自分の覺への爲めに記入するにして決して他人の爲め又ハ政府の爲め記入するに非ず其上帳面に書きある事或ハ秘密にして他人に知らすとす

損失を生ずる様な事もあるべく此時他人に見せねからぬものとせば其商人の損失大なるなり故に他人の勿論政府たりとも商人の帳面を濫りに開き見る事出来ず尤も其商人が罪を犯せしより刑法に依り又ハ警察の命より帳面の封印又ハ取上あるハ格別あり  
右の如く帳面の商人の私有物なれ共商業の信用を重んじ他人に對し詐欺などおかしめん爲政府ハ其帳面を取上げ又ハ帳面を開き見せしむる事あるなり即ち

第一 破産の時

第二 會社の片付勘定の時

右二ヶ條の時ハ政府ハ帳面を取上げるなり

◎第十四章 帳面を裁判所に出すべき事

第一 相續に關する事件 親が死ぬか又ハ隠居したるより其相續を

爲すに當り他人と其相續人と争ある時か又の幾人も小供ありて其兄弟か親の身代を分けんとする時等に起る事

第二 共通に關する事件 夫婦の間に身代を別にする時或の別にせざる時に起る事

第三 分割に關する事件 數人共通して所有する物を分取る時又の會社の分配會社を止むる時等に起る事

第四 業務取扱ひに關する争訟 會社役員か會社の業務に關し番頭か主人の業務に關したる如き時に起る事

右四ヶ條の時の關係人よりの願出に依り裁判所の指圖あるとき、裁判所へ帳面を差出さざる可らず但し關係人の願出をけられ、裁判所と雖も差出さしむる能はず

◎第十五章 他人に帳面を見する事

他人に於て濫りに自分の帳面を見る事、出來すと雖も裁判所の許可を受くれ、其他人の自分の帳面を見得る可り、悉敷事の左の如し

第一 訴訟上願出べし 即ち自分と他人との間に争論起り何れよりか裁判所へ訴出たる時に訴出たる方又の訴出られたる方何れにて

も裁判所に向ひ向ふの帳面を見る事を願ふてよし、此時許可するや否やの裁判所が定むるにして若し許可あらば見んとする所の帳面を見得る可り

第二 見る方法 向ふの帳面を見るに其訴訟に關する所丈けあるべくして只見ても又の時に依り寫取りてもよろし

第三 見る場所 向ふの帳面を見るに必ず訴出たる裁判所にて裁判官の前に於て双方立會の上あるべし、然れ共裁判所の場所と帳面の在る場所と異なる時の其訴出たる裁判所に於てせずしてよし之

れ帳面を他所に持出す時の其間記入出来ず大に其商人に不都合となれば此時の若し帳面の在る場所其裁判所の管轄内あれば裁判官の見んと願ふ人と共に其場所に行くべし例令ハ京都地方裁判所に願出でたるに帳面の伏見に在るとせば裁判官及び見んと願ふたる人の共に其地に行くべし又其裁判所の管轄内にあらざる時の向ふの所を管轄する裁判所に依頼して向ふの帳面を見るなり例令ハ大津區裁判所に願ひ出たるに帳面の大坂に在りとせば大津區裁判所の大坂區裁判所に依頼し大坂區裁判所に於て裁判官の前にて双方立會の上帳面を見るか若し又其帳面茨木材に在らば大坂區裁判所の裁判官と見んと願たる人と共に茨木材に行き見るべし

◎第十六章 帳面を證據となす事

○第一節 證據に出さぬ時

第一 不利の推察を受く 前章に述べたる如く商人の帳面を他人に見すべき義務を裁判所の命に依り負ふと雖も之れに背き見せざるとして裁判所の其帳面を差押へ又帳面主に罰を加ふること出来ずして此時の其帳面を他人に見せると其訴訟に付き自分の損自分の負となる故に見せざる者なりと推察するなり

第二 不利の推察を受けず されど別に他の證據にて自分の方に理屈ある事を示す時の帳面を他人に見せぬとて敢て不利の推察を受けず又帳面が無き爲め他人に見せず而して其帳面の無きハ自分の落度に在らざれば十ヶ年を過ぎたる故保存せざりし時又ハ非常の災難にてなくなりたるか又ハ其事柄の記入せざるが商業の風ある時の如し不利の推察を受けずとす

○第二節 證據に出す時

第一 不十分なる證據

(い) 帳面主の利益 帳面を差出せし時に當り其帳面の證據の如何なりやと云へば元來帳面の自分が自分の爲め記入せしおれに自分に都合のよき勝手の記入あるも圖られず故に帳面を裁判所に差出たりとて裁判所の直ちに其記入を直實として帳面主の利益にある様に判断すること出來ずされど又無證據ともなすこと出來ず依て裁判所の様子を能く見て定めるあり即ち其記入の事柄のありたる時に記入ありしにて後に至り記入せし物に非ざるや其記入の完全にして前後相違することなきや記入に付き總体の順序の正當あるや向ふの帳面と同様あるや等に依り充分の證據となるや否やを見る

(ろ) 双方相違する時 訴出たる方及び訴出られたる方双方の帳面相違する時の其記入のみにて何れを眞實とも定むること出來ず此時裁判所の時の様子に依り

(甲) 双方の帳面を不用とし少しも證據とせざるか

(乙) 一方の帳面を間違なき者とし證據とするか

(丙) 一方をして其記入の確實なる事に付き暫しめて證據となし得ずため裁判所の時の都合に依り

(甲) 事柄の確實ある事を暫しめて證據とあし得

(乙) 他の證據物に依り得

第二 充分なる證據

(い) 帳面主の利益 前に不十分なる證據となる時を述べたるが後に述ぶる時の充分なる證據となるなり



(甲) 向ふに於ても帳面主の帳面を証拠とあしたる時之れ向ふが帳面主の利益とある事に付き帳面主の帳面を証拠とあす時の最早十分なる証拠と見認めてよけれのあり

(乙) 向ふが商人ある時の常に帳面に記入せる筈あるに自分の帳面に帳面主の帳面と異なりたる記入あることを言わぬ時

(丙) 向ふに於て自分の帳面にて帳面主の帳面の間違ある事を言ふこと出来ぬとするも別に他の方法に依り帳面主の帳面の間違あることの證據を出すこと出来ぬ時

(ろ) 帳面主の不利益 帳面主の利益に付きての直に充分ある證據とあすこと出来ざるも不利益とある事に付きての充分の證據とある之れ何人も自分の不利益とあること、實際其事なけれの記入せざる筈なればあり

◎第十七章 罰則

商業の極めて信用を大切にし信用を以て貸借を爲すものなれば此信用を濫りに使用し他人に損失を蒙らす如き事を爲す時の政府に於て罰を加ふるあり故に此罰は只身代限の申渡をなされたる人のみに對して身代限を爲さしめたる上尙其上に加ふる罰あり

○第一節 詐欺破産

第一 自分の貸主に損失を蒙らす積りにて

第二 自分が他人に貸がある時其貸となり居る自分の身代の全部又ハ一分を無しと言ふて匿し又ハ實際他人に譲るべき理由なきに他人に譲れりと言ふて匿し或ハ貸借對照表中に記入せず

第三 又ハ貸借對照表中の借方を實際の借高より大きく記入し

第四 又ハ諸種の帳面を毀滅し藏匿し或ハ贋帳面を作るか今迄ある

帳面を書直したる時

此時の詐欺破産の罰に當られ輕懲役となる

○第二節 過怠破産

第一 別に自分の貸主に損を蒙らず積りなく全く自分の怠惰輕卒不注意よりして

第二 諸種の帳面を順序を亂して記入し又帳面を差出すべき時に

差出さず或の毀滅するか又の記入を爲さざる時

第三 又の動産不動産總目錄及び貸借對照表を前章に述べたる方法にて作らざる時

此時の過怠破産の罰に當てられ二ヶ月以上四年以下の重禁錮とある也

商法 帳合之法大尾 活用

明治二十三年十一月廿九日印刷  
明治二十三年十二月九日出版

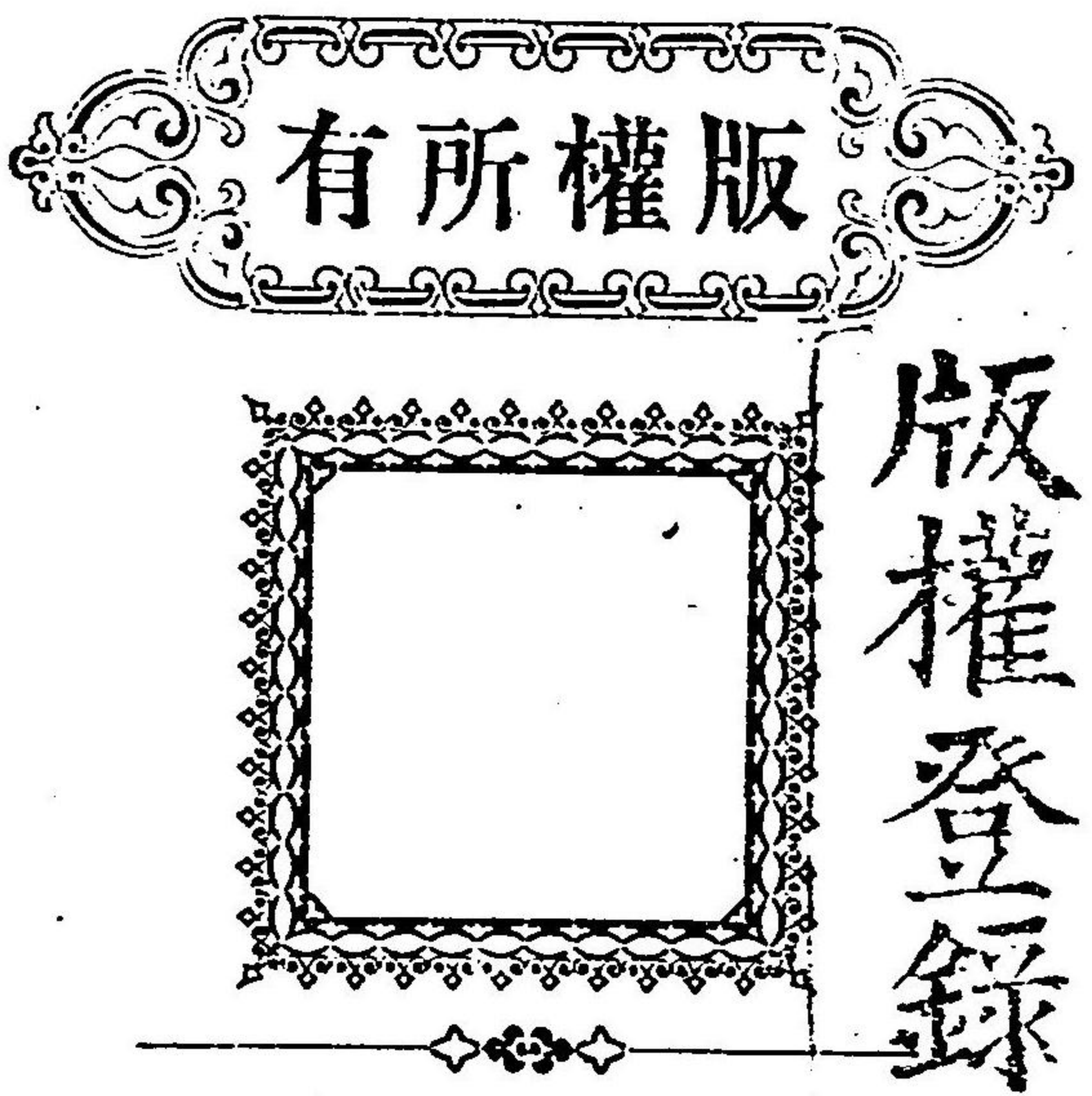
發行者 梅原忠藏  
大阪市東區北久太郎町四丁目第百廿四番屋敷  
圖書出版會社名代人

著者 磯村音介  
滋賀縣近江國滋賀郡大津町大字  
神出第百四十番屋敷寄留

著者 齋藤軍八郎  
滋賀縣近江國滋賀郡大津町大字  
神出第百四十一番屋敷寄留

印刷者 石田源太郎  
大阪市東區本町壹丁目三拾番屋敷  
大坂國文社

發行所 圖書出版會社  
大阪市東區北久太郎町心齋橋筋東に入



圖書出版會社藏版甲部賣捌所

大阪東區備後町四丁目

梅原龜七

同 東區備後町四丁目

吉岡平助

同 東區安土町四丁目

積善館

同 東區北久太郎町四丁目

岡本仙助

同 東區北久寶寺町四丁目

濱本伊三郎

同 南區心齋橋北詰

中村芳松

同 東區淡路町三丁目

金川善兵衛

28  
/  
17

